

第5章

高齢者や障がい者等を支援
する職員（介護職員等）の
受入れに関する計画

目 次

第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の 受入れに関する計画.....	99
第1節 要旨.....	99
第1 目的.....	99
第2 計画に基づく活動期間.....	99
第3 概要.....	100
第2節 関係機関の役割.....	102
第1 指揮又は調整を行う機関.....	103
第2 介護職員等を派遣する関係団体.....	104
第3 福祉サービスを提供する者.....	105
第3節 初動.....	106
第1 調整本部の設置.....	106
第2 応援要請.....	106
第3 被害状況の把握.....	106
第4節 受入れ調整.....	108
第1 介護職員等の活動方針の決定.....	108
第2 介護職員等の受入れ・活動調整.....	108
第5節 支援活動及び調整.....	110
第1 介護職員等の活動支援.....	110
第2 ニーズ把握と支援の調整.....	110
第3 医療・保健活動との連携.....	110

第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、社会福祉施設や在宅の福祉サービス事業者の被災に伴う機能低下により、災害時の弱者である高齢者や障がい者等の要配慮者の避難生活に支障を来すことが想定される。

このような想定の下、国（厚生労働省）は、被災地の社会福祉施設等での高齢者や障がい者等の要配慮者の生活の確保、職員の負担軽減を図る観点から、被災県や全国の自治体及び福祉サービス事業者団体と連携し、被災地に対して、広域的な介護職員等の応援派遣の調整を行うこととしている。

この「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画」は、被災地の福祉サービス提供体制の継続・回復に向けて、全国から高齢者や障がい者等を支援する職員（以下、「介護職員等」という。）の応援を円滑に受入れ、介護等の支援による心身のストレスの軽減を図るなど、災害時における要配慮者の避難生活の支援を実施することを目的として、受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

介護職員の全国からの応援は、熊本地震において初めて実施され、介護職員等の派遣期間は5か月程度であったが、南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、それ以上の長期の活動期間となることが想定される。

なお、本計画に基づく活動期間は、災害発生直後から災害規模により変動する。

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後1日目以降)	調整本部の設置
	介護職員等の応援要請
	社会福祉施設等の被害状況の把握と共有
	緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有
受入れ調整 (発災～発災後2日目以降)	介護職員等の活動方針の決定
	介護職員等の受入れ・活動調整
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目以降)	介護職員等の活動支援
	ニーズ把握と支援の調整
	医療・保健活動との連携

第3 概要

1 国・県・市町・関係団体の活動の概要

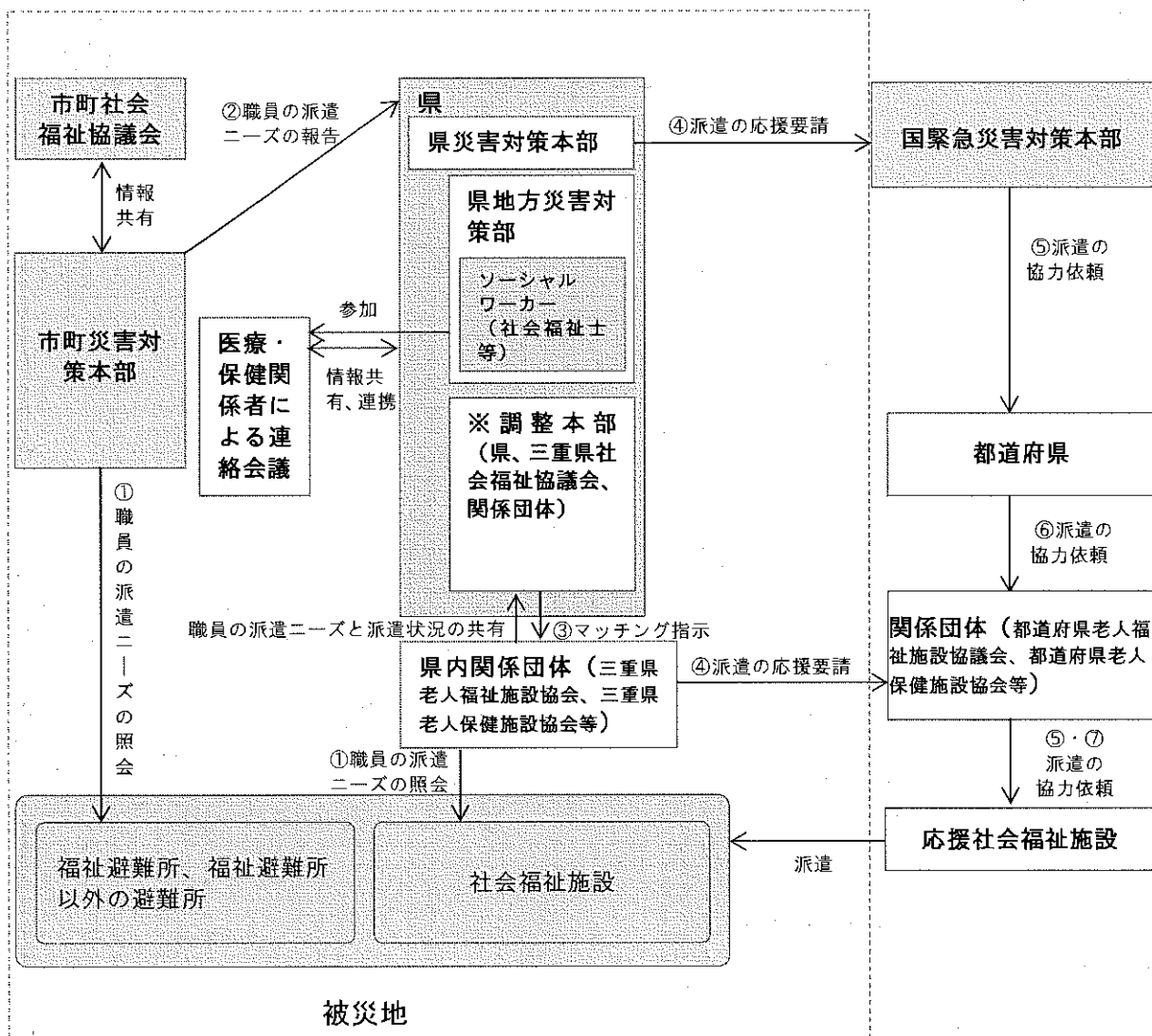
介護職員等の受援活動については、社会福祉施設が県内に数多くある中で、県、市町、県内の関係団体が役割分担し、効率的に実施する必要がある。

このため、県及び市町は、福祉避難所と福祉避難所以外の避難所における介護職員等の派遣ニーズの把握を担い、関係団体は、避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握を担うことを基本として受援活動を行う。

受援調整にあたっては、県と県社会福祉協議会及び関係団体が調整本部を設置し、災害対策本部と関係団体の情報を一元化し、介護職員等の派遣ニーズの把握とマッチングのための国緊急災害対策本部及び他県の関係団体との調整を行う。

2 介護職員等の受入れ活動の流れ

図表5-1 介護職員等の受入れ活動の流れ



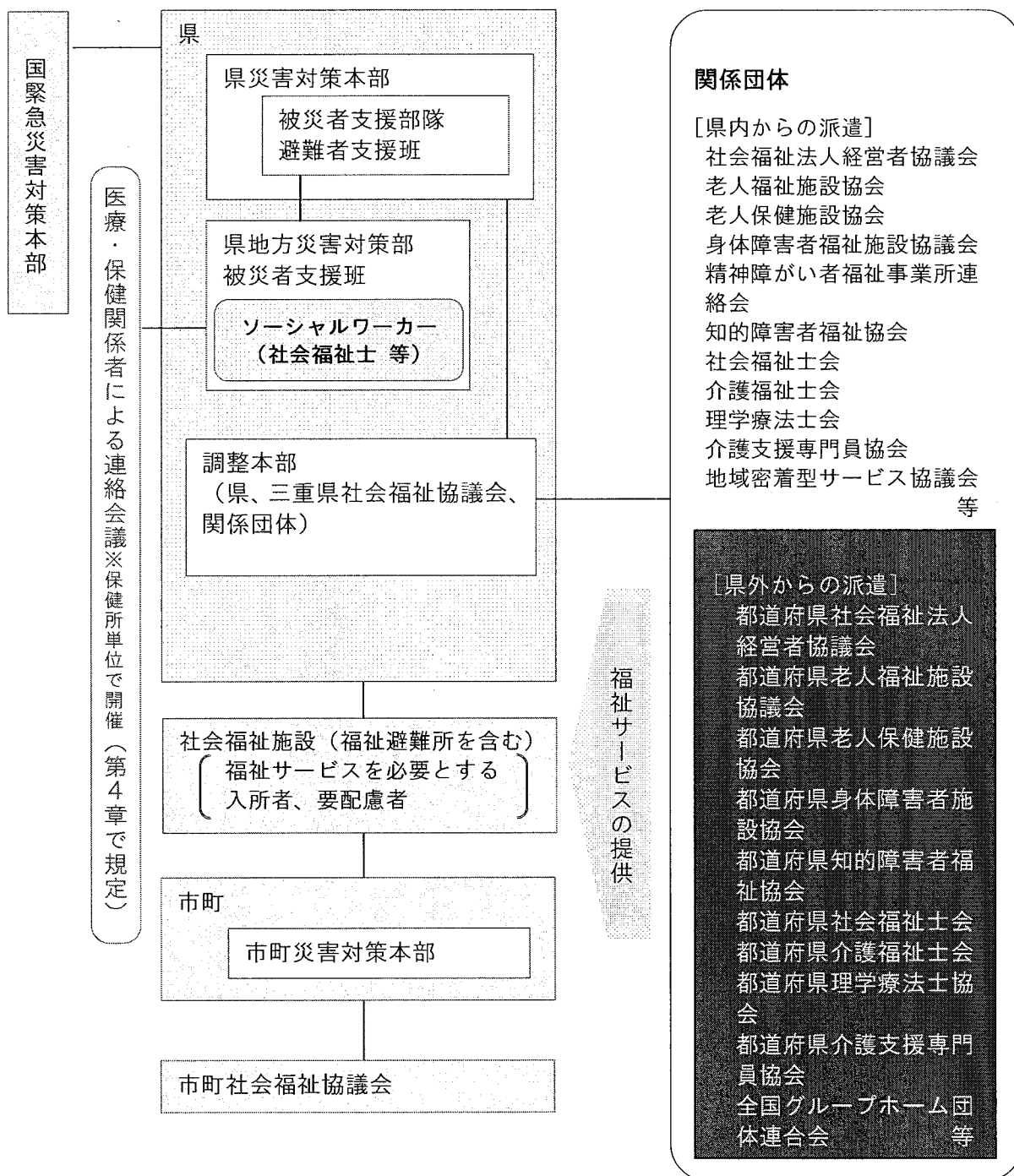
第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画／要旨

※県は、県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要がある場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。

※調整本部は、被害状況に応じて、県社会福祉会館（三重県津市桜橋2丁目131番地）もしくは県庁に設置し、県、県社会福祉協議会及び関係団体で構成し、マッチングのための調整を行う。

第2節 関係機関の役割

図表5-2 介護職員等の受入れ活動における国・県・市町・関係機関の体制



第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画／関係機関の役割

第1 指揮又は調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部被災者支援部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・市町を通じた福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣ニーズの把握 ・職員の派遣ニーズを集約し国緊急災害対策本部へ派遣要請 ・調整本部との連絡調整・情報共有 ・介護職員等の受入れ調整に係る活動方針の策定
県地方災害対策部被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健関係者による連絡会議への参加（情報収集、支援の調整） ・県災害対策本部被災者支援部隊との情報共有
三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・調整本部との連絡調整・情報共有 ・市町社会福祉協議会との情報共有
県内の関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握と他県関係団体への応援要請 ・調整本部との連絡調整・情報共有

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・他都道府県からの派遣可能な介護職員等の情報集約 ・被災県への派遣可能な介護職員等の情報提供

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・県へ福祉避難所等の被害状況の報告 ・福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣ニーズの照会と県への報告 ・市町社会福祉協議会との情報共有
市町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町災害対策本部との情報共有

第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画／関係機関の役割

第2 介護職員等を派遣する関係団体

全国の関係団体	県内の関係団体	主な役割	主な派遣する介護職員等の職種
全国社会福祉法人経営者協議会	三重県社会福祉法人経営者協議会	介護職員等の派遣による高齢者、障がい者等への支援	介護員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、看護師、保育士等
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会	三重県老人福祉施設協会		介護員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士等
公益社団法人 全国老人保健施設協会	三重県老人保健施設協会		全国老人保健施設協会による
全国身体障害者施設協議会	三重県身体障害者福祉施設協議会		連絡調整のみ
—	三重県精神障がい者福祉事業所連絡会		精神保健福祉士
公益財団法人 日本知的障害者福祉協会	三重県知的障害者福祉協会		介護福祉士、社会福祉士、相談支援専門員
公益社団法人日本社会福祉士会	三重県社会福祉士会		社会福祉士
公益社団法人 日本介護福祉士会	一般社団法人三重県介護福祉士会		介護福祉士
公益社団法人日本理学療法士協会	三重県理学療法士会		理学療法士
一般社団法人 日本介護支援専門員協会	三重県介護支援専門員協会		介護支援専門員
全国グループホーム団体連合会	三重県地域密着型サービス協議会		介護員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、認知症介護指導者
公益社団法人 日本精神保健福祉士協会	三重県精神保健福祉士協会		精神保健福祉士
全日本ろうあ連盟	三重県聴覚障害者協会		言語聴覚士、手話通訳士

第3 福祉サービスを提供する者

職種	主な役割
介護員	食事・入浴・排泄・衣服の着脱・身体の衛生管理などの身体介護、調理・洗濯・掃除・買い物などの日常家事全般の生活援助
介護支援専門員	ケアプランの作成及び給付管理、利用者と事業者の調整
社会福祉士	生活相談及び助言、自立生活のための援助計画の作成・評価・見直し、行政・関係機関との連絡調整
介護福祉士	食事・入浴・排泄・衣服の着脱・身体の衛生管理などの身体介護、調理・洗濯・掃除・買い物などの日常家事全般の生活援助、介護を受ける方やその家族からの相談及び助言
理学療法士	身体障がい児・者、高齢者・要介護者への生活不活発予防ならびにリハビリ計画作成及び実施（身体の基本的な機能回復をサポート）
作業療法士	身体障がい児・者、高齢者・要介護者への生活不活発予防ならびにリハビリ計画作成及び実施（日常生活を送る上で必要な機能回復をサポート）
精神保健福祉士	精神障がい者やその家族からの相談及び助言
相談支援専門員	障がい者が自立した日常生活を送るための相談支援全般
言語聴覚士	「話す」「聞く」リハビリの訓練計画作成及び実施
手話通訳士	手話による通訳（社会福祉士・介護福祉士との兼務も多い）
認知症介護指導者	認知症患者や地域住民への相談及び啓発
看護師	健康管理、医療行為
保育士	食事・入浴・排泄・衣服の着脱・身体の衛生管理などの援助、児童の生活や遊びの指導

【想定する支援対象者】

要介護者、障がい児・者（視覚、聴覚、肢体、内部、知的、発達、精神）、難病者、子ども等

第3節 初動

第1 調整本部の設置

県被災者支援部隊避難者支援班は、県社会福祉協議会、関係団体と協議の上、調整本部を設置する。

県被災者支援部隊避難者支援班は、調整本部の設置以降、初動、受入れ調整、支援活動及び調整のあらゆる局面で、県社会福祉協議会、関係団体と連携する。

第2 応援要請

県被災者支援部隊避難者支援班は、市町災害対策本部を通じて福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣ニーズを収集するとともに、関係団体は、避難所以外の社会福祉施設の介護職員等の派遣ニーズを収集する。収集したニーズは、調整本部において情報共有するとともに、国緊急災害対策本部及び他県の関係団体に応援要請を行う。

第3 被害状況の把握

1 被害状況の把握・整理

県被災者支援部隊避難者支援班は、市町災害対策本部から福祉避難所等の被害状況を随時把握するとともに調整本部で共有する。

また、関係団体が把握した社会福祉施設の被害状況についても、調整本部で共有する。

図表5-3 被害情報を収集する施設等一覧

分類	主な施設
要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者入所施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設） ・ 通所系居宅サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション） ・ 短期入所施設 ・ 地域密着サービス事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型通所介護） ・ 有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅
障がい児・者（難病者含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児（者）入所施設（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）、障害者支援施設 ・ 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（生活訓練、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型） ・ 障害者グループホーム ・ 短期入所施設、放課後デイサービス、療養介護
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム ・ 母子生活支援施設 ・ 保育所・幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育所 ・ 情緒障害児短期入所施設、児童自立支援施設

2 被害状況の情報共有

県被災者支援部隊避難者支援班は、以下の情報について調整本部において共有する。

図表5-4 共有する情報一覧

大項目	小項目
施設の倒壊、又は倒壊の恐れ	・施設、サービス事業所（有or無）
ライフライン・サプライ状況	・電気の使用状況 ・水道の使用状況 ・食料の使用状況 ・介護用品等の使用状況 ・不足している介護用品等（自由記載）
福祉施設等の機能	・現在、入所・受入れをしている通所系サービスの継続可否（可or不可）
現在の入所者・通所系サービス利用者数状況	・現在の入所者数 ・発災時に利用している通所系サービス利用者数
今後、転送（他施設等）が必要な入所者・サービス利用者数	・現在の状況で継続的な対応が不可な入所者数 ・現在の状況で継続的な対応が不可なサービス利用者数
今後、受入れ可能な要配慮者数等	・受入れ可能な要配慮者数等（種別、人数）
職員数	・出勤職員数（職種別） ・入所施設以外の通所系事業所の今後出勤可能職員数（職種別） ・今後必要なその他出勤人数（総数、職種別） ・不足している職員数（職種別）

3 緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県被災者支援部隊避難者支援班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、調整本部において共有するとともに、市町、関係団体、社会福祉施設等に提供する。

第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画／受入れ調整

第4節 受入れ調整

第1 介護職員等の活動方針の決定

調整本部は、被害状況と被災施設等の職員の派遣ニーズをふまえ、介護職員等の受入れ調整に係る活動方針を決定する。

第2 介護職員等の受入れ・活動調整

調整本部は、県被災者支援部隊避難者支援班及び市町災害対策本部と活動方針を共有した上で、派遣可能な介護職員等のマッチングにより、実際に派遣された職員の情報を派遣先の社会福祉施設等から収集する。

図表5-5 介護職員等の主な活動場所

介護職員等の職種	活動場所
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、認知症介護指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者入所施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設） ・福祉避難所指定の高齢者入所施設
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、認知症介護指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・通所系居宅サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション）
社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、看護師、理学療法士、作業療法士、認知症介護指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所施設
社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、介護福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、認知症介護指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着サービス事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型通所介護）

第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画／受入れ調整

介護職員等の職種	活動場所
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、認知症介護指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、理学療法士、作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児（者）入所施設（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害者支援施設） ・ 福祉避難所指定の障害者入所施設
看護師、理学療法士、作業療法士、介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）
介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者グループホーム
保育士、看護師、作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム ・ 福祉避難所指定の児童養護施設
保育士、看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子生活支援施設
保育士、作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所・幼稚園、認定こども園、認可外保育所
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、看護師、保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所（福祉避難所以外のもの）

第5節 支援活動及び調整

第1 介護職員等の活動支援

県被災者支援部隊避難者支援班は、介護職員等が円滑に活動できるよう、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報を、調整本部において共有するとともに、国、市町、関係団体、社会福祉施設等に提供し、介護職員等の活動を支援する。

第2 ニーズ把握と支援の調整

調整本部において、県被災者支援部隊避難者支援班と関係団体が把握する介護職員等の派遣ニーズと派遣状況を共有するとともに、派遣がニーズに合致しておらず過不足がある場合は、再度マッチングのための方針を決定し、国緊急災害対策本部や他県の関係団体に応援要請を行う。

第3 医療・保健活動との連携

県被災者支援部隊避難者支援班は、災害時に提供される医療・保健活動と連携して高齢者や障がい者等の支援活動を行う。

県地方災害対策部被災者支援班は、被災者に対する支援の調整を行うソーシャルワーカー¹¹（社会福祉士等）と共に、保健所等の被災現地で開催される医療・保健関係者による連絡会議に参加し、情報収集や支援の調整を図る。収集した情報は県被災者支援部隊避難者支援班と共有する。

¹¹ソーシャルワーカー：病気、けが、高齢や障がい等を抱える人やその家族に対し、日常生活を送る上でのさまざまな不安や困りごとに対する支援の調整を行う者。

第6章

物資調達 に関する計画

目 次

第6章 物資調達に関する計画	113
第1節 要旨	113
第1 目的	113
第2 計画に基づく活動期間	114
第3 概要	115
第2節 関係機関の役割	118
第1 指揮又は調整を行う機関	119
第2 物資支援活動を行う協定締結機関	119
第3 流通備蓄の支援を行う協定締結機関	120
第3節 初動	121
第1 応援要請	121
第2 被害状況の把握	122
第4節 受入れ調整	123
第1 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保	123
第2 広域物資輸送拠点（県物資拠点）での支援物資の受入れと仕分け	124
第5節 支援活動及び調整	126
第1 地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送	126
第2 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応	129
第3 応急給水にかかる受援活動	130

第6章 物資調達に関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、家庭等の備蓄物資が数日で枯渇する一方、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することなどから、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。

このような想定の下、国は、県の実情を待たずにあらかじめ定めた計画に基づき、物資を調達して、広域物資輸送拠点（県物資拠点）まで輸送するプッシュ型支援を実施する。

この「物資調達に関する計画」では、こうした国のプッシュ型支援物資を円滑に受け入れるとともに被災者に届けることを目的として、広域物資輸送拠点（県物資拠点）及び地域内輸送拠点（市町物資拠点）、支援物資の市町配分計画をあらかじめ定めるとともに、民間の物流専門家の協力を得て実施する受援及び支援活動等について定める。

また、国のプッシュ型支援物資が届くまでの対応として、流通備蓄や孤立地域発生時に備えたセーフティネット備蓄による対応について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、国のプッシュ型支援、県による流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給が行われる間を対象とする。（災害発生後3日目までを含む）

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後12時間)	国、協定締結団体への応援要請
	国のプッシュ型支援物資の到着場所・日時等の調整
	拠点の被害状況の把握
	緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有 被害状況の国、協定締結団体との共有
受入れ調整 (発災～発災後2日目)	広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保
	広域物資輸送拠点（県物資拠点）運営のための人員の確保
	国のプッシュ型支援物資の到着日時等の情報確認
	セーフティネット備蓄支援実施の決定
	協定締結団体への流通備蓄の要請
	セーフティネット備蓄の輸送 流通備蓄の輸送
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目以降)	国のプッシュ型支援物資の受入れ・仕分け等
	国のプッシュ型支援物資の到着日時等の共有
支援活動及び調整 (発災後3日目以降)	県による地域内輸送拠点（市町物資拠点）への国プッシュ型支援物資の輸送
	市町による避難所等への物資の輸送等

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

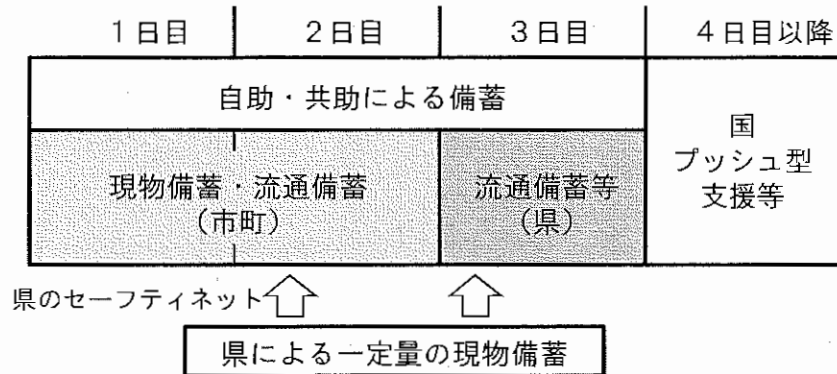
県及び市町は、平時より物資や救援資機材等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行い、発災後3日目までは、住民、市町及び県の備蓄物資で対応する。

発災後1～2日間は、市町による備蓄物資での対応を想定し、孤立地域の発生や物流機能の停止等の不測の事態が発生した場合は、県は、セーフティネット¹²として備蓄した現物備蓄を供給する。

発災後3日目は、県は流通備蓄¹³の供給による対応を行う。

発災後4日目以降、国は必要と見込まれる物資を、県の要請を待たずに、広域物資輸送拠点（県物資拠点）に対して輸送を行う。県は輸送された物資を受入れて、地域内輸送拠点（市町物資拠点）に対して輸送を行う。

図表6-1 県と市町の役割分担イメージ



2 活動拠点

(1) 広域物資輸送拠点（県物資拠点）（図表6-5）

広域物資輸送拠点（県物資拠点）とは、国等からの調整によって供給される物資を県が受入れ、各市町が設置する地域内輸送拠点（市町物資拠点）や避難所に向けて、物資を送り出すために設置する拠点。

(2) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）（別表6-1）

地域内輸送拠点（市町物資拠点）とは、広域物資輸送拠点（県物資拠点）等から供給される物資を市町が受入れ、避難所に向けて物資を送り出すために設置する拠点。

(3) 民間物資拠点（別表6-2）

民間物資拠点とは、広域物資輸送拠点（県物資拠点）が被災し活用できない場合等を想定し、あらかじめ代替拠点として確保した民間物流施設。

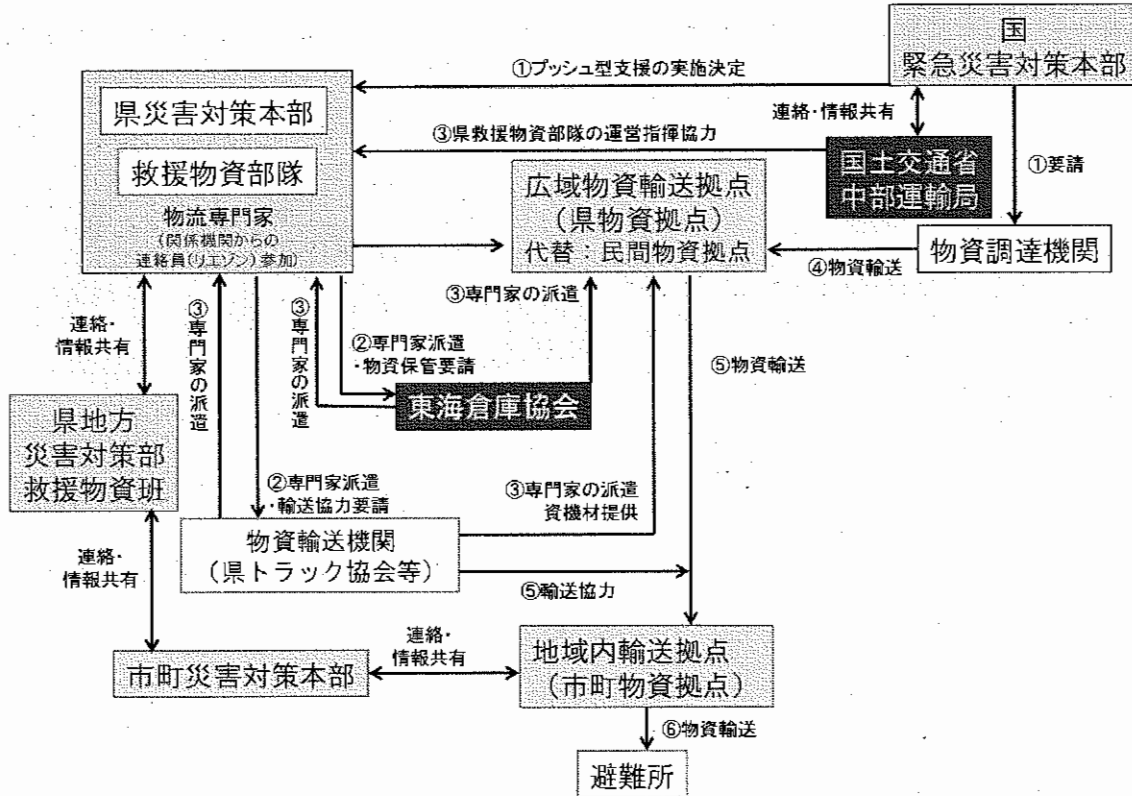
¹² セーフティネット備蓄：孤立地域の発生や物流機能の停止等の不測の事態が発生した場合に対応する県の現物備蓄。

¹³ 流通備蓄：県と流通事業者との協定締結により、災害時に調達する備蓄物資。発災後3日目は、県は流通事業者を通じて、食料、飲料水、生活必需品等の物資を、市町の要請を待たずに実施するプッシュ型支援により供給する。

3 物資調達活動の流れ

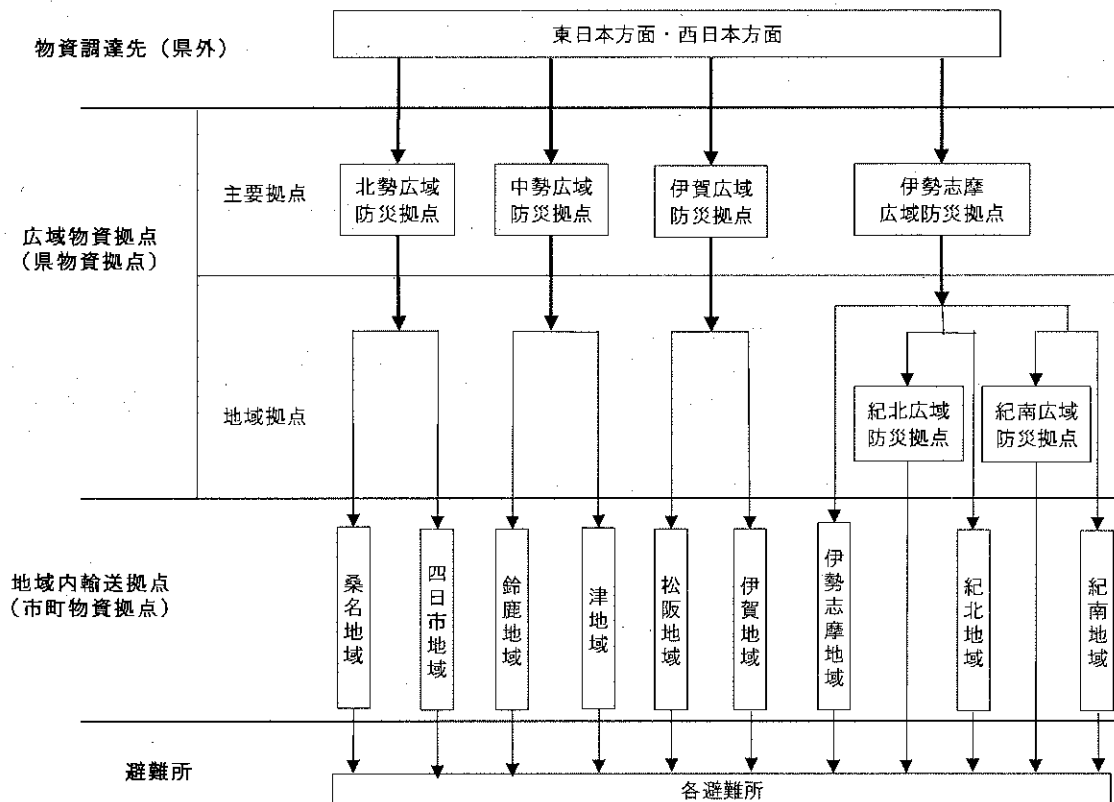
県救援物資部隊は、災害発生後、県救援物資部隊の体制を整え、広域物資輸送拠点（県物資拠点）を確保し、国からのプッシュ型支援の物資を受入れ、市町への物資輸送を行う一連の業務について、下記の手順に沿って行う。

図表 6-2 国プッシュ型支援時の関係機関の対応の流れ



4 国によるプッシュ型支援の物資調達の流れ

図表 6-3 物資調達の流れ



【広域物資輸送拠点（県物資拠点）の活用】

○主要拠点

国のプッシュ型支援物資を含む支援物資を受入れる拠点としての役割を担う。

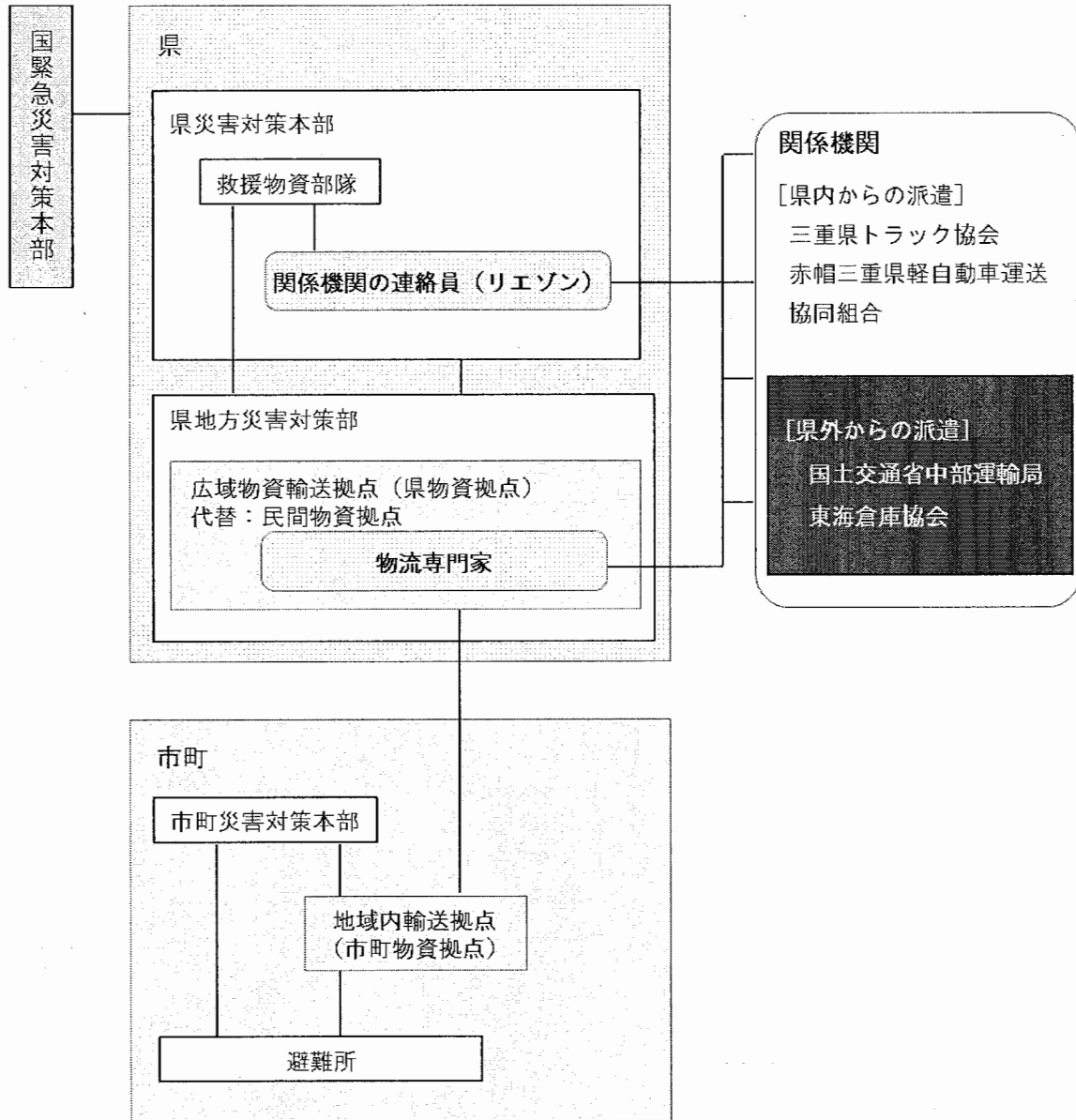
○地域拠点

流通備蓄の運用を担うとともに、地域内輸送拠点（市町物資拠点）の能力を超えた場合や地域内輸送拠点（市町物資拠点）が被災して使用できない場合の代替拠点としての役割を担う。

※東紀州（紀北・紀南）拠点の2拠点は、大型車（10t車）による運用が困難なこと、物流専門家の応援を早期に受けにくいこと等を考慮し、地域拠点として位置づける。

第2節 関係機関の役割

図表6-4 物資調達における国・県・市町・関係機関の体制



第1 指揮又は調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 救援物資部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の被害状況の把握 ・ 緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 物流専門家等の人員確保、救援物資活動のための資機材及び車両の確保 ・ 国のプッシュ型支援物資の受入れ、地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送 ・ 流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給 ・ 広域物資輸送拠点（県物資拠点）が被災し活用できない場合等の代替拠点としての民間物資拠点の確保
県地方災害対策部 救援物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保・運営 ・ 入出庫管理、在庫管理 ・ 市町災害対策本部との連絡・調整

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な物資調達の調整
国土交通省 中部運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県救援物資部隊への連絡員（リエゾン）派遣 ・ 県トラック協会、東海倉庫協会等の協定締結団体による対応が困難な場合、県からの要請に基づく支援物資輸送の支援

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所のニーズ把握 ・ 協定締結先からの支援物資の調達 ・ 県地方災害対策部救援物資班と連携した支援物資の調達 ・ 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設・運営 ・ 支援物資の受入れ、避難所までの輸送

第2 物資支援活動を行う協定締結機関

関係機関	主な役割
県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援物資の輸送（大型・中型トラック） ・ 資機材の提供 ・ 物流専門家、連絡員（リエゾン）の派遣
赤帽三重県軽自動車 運送協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援物資の輸送（軽自動車）
東海倉庫協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援物資の保管 ・ 資機材の提供 ・ 物流専門家、連絡員（リエゾン）の派遣
協定締結団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資の調達・供給

第3 流通備蓄の支援を行う協定締結機関

関係機関	主な役割
協定締結団体（スーパー、コンビニ等）	・災害発生後3日目の流通備蓄物資の輸送

第3節 初動

第1 応援要請

1 応援要請

県救援物資部隊物資支援班は、国土交通省中部運輸局、県トラック協会、東海倉庫協会等に対して物流専門家（連絡員（リエゾン））の派遣要請を行う。

また、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の運営に必要な人員の確保の必要があるため、県救援物資部隊物資支援班は、県トラック協会、東海倉庫協会に対して、物資保管のレイアウトの立案、入荷・出荷に関する物流の専門家の派遣を要請する。

なお、県内の協定締結先である県トラック協会等において輸送手段の確保ができない場合に、県救援物資部隊物資支援班は、中部運輸局に対し輸送手段の確保を要請するとともに、輸送手段の確保が出来ている場合でも、道路の被害状況等により民間物流事業者による輸送が困難な場合は、県総括部隊救助班を通じて自衛隊に対し自衛隊車両による物資の輸送を要請する。

2 国のプッシュ型支援にかかる調整

国の具体計画による対応が開始された場合、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資のうち、発災後4日目から7日目までの必要量については、国から県の要請を待たずにプッシュ型支援により供給が行われるため、県救援物資部隊は、国のプッシュ型支援物資の品目、数量、到着日時等について、国の緊急災害対策本部と調整の上、受入れを行う。

県救援物資部隊は、できる限り早期に、被災市町から必要な物資の品目、数量等を把握し、要請に基づき実施されるプル型支援に切り替えるものとする。

第2 被害状況の把握

1 拠点の被害状況の把握

(1) 広域物資輸送拠点（県物資拠点）

県救援物資部隊物資支援班は、国等からの支援物資の受入れ準備のため、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の被害状況の把握を行う。

県地方災害対策部救援物資班は、物資拠点内の備蓄物資、資機材の状況、また、プッシュ型支援物資の受入れスペースが確保できるかどうかを確認すると共に、被災等により広域物資輸送拠点（県物資拠点）としての活用可否について、その旨を県救援物資部隊物資支援班に報告する。

(2) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）

県救援物資部隊物資支援班は、県地方災害対策部救援物資班を通じて地域内輸送拠点（市町物資拠点）の被害状況、開設状況を把握する。

(3) 民間物資拠点

県救援物資部隊物資支援班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の被害情報や地域内輸送拠点（市町物資拠点）の確保状況等から民間物資拠点の活用が必要と判断した場合は、民間物資拠点のリストの中から活用する拠点を抽出し、当該拠点の被害状況や稼働状況等を把握する。

2 緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県救援物資部隊物資支援班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、県地方災害対策部救援物資班、市町物資担当課、関係団体等と共有する。

3 情報共有

県救援物資部隊は、収集した情報について、中部運輸局、県トラック協会、東海倉庫協会と連絡員（リエゾン）を通じて共有を行う。

第4節 受入れ調整

第1 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保

1 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保

県地方災害対策部救援物資班は、県救援物資部隊の指示の下、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保を行い、支援物資の受入れ体制を整える。

県救援物資部隊物資支援班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の被害情報等から民間物資拠点の活用が必要と判断した場合は、民間物資拠点のリスト（別表6-2）の中から、活用する拠点を決定し利用調整を行う。

県救援物資部隊物資支援班は、利用調整の結果、活用することとなった民間物資拠点について、県災害対策本部内、当該民間物資拠点の所在地を所管する県地方災害対策部、中部運輸局、県トラック協会、東海倉庫協会等と共有する。

当該県地方災害対策部救援物資班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の代替拠点として活用する民間物資拠点において支援物資の受入れ体制を整える。

図表6-5 広域物資輸送拠点（県物資拠点）

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	上屋	床面積 (㎡)	駐車スペース 面積 (㎡)
北勢拠点	四日市市中村町 2281-2	13,384	有	1,547	6,737
中勢拠点	鈴鹿市石薬師町452	5,658	有	1,398	—
(消防学校 屋内訓練場 他)	〃	46,455	有	1,543	9,000
伊勢志摩拠 点	伊勢市朝熊町字東谷 3477-15	35,732	有	1,184	15,233
(県営サン アリーナ)	伊勢市朝熊町字鴨谷 4383-4	—	有	3,489	—
伊賀拠点	伊賀市荒木1856	32,282	有	959	12,333
東紀州(紀 北)拠点	尾鷲市光ヶ丘28-61	20,086	有	136	2,280
東紀州(紀 南)拠点	熊野市久生屋町 1330-2	12,280	有	495	1,525

※東紀州(紀北・紀南)拠点の2拠点は、地域拠点として位置づける。

第6章 物資調達に関する計画／受入れ調整

2 拠点機能・資機材の確保

県地方災害対策部救援物資班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）における、通信手段・電源・資機材の確保を行う。さらに、確認した資機材の確保状況等について、県救援物資部隊物資支援班に報告する。

県救援物資部隊物資支援班は、各広域物資輸送拠点（県物資拠点）で不足した資機材等については、協定締結先である県トラック協会、東海倉庫協会から調達する。

3 人員の確保

広域物資輸送拠点（県物資拠点）の作業指揮等を行う物流専門家については、協定締結先である県トラック協会及び東海倉庫協会等に対して、県救援物資部隊物資支援班が派遣要請を行う。

広域物資輸送拠点（県物資拠点）での支援物資の受入れと仕分け作業を行う人員については、県総括部隊「応援・受援班（一般事務職員）」が他県等に派遣要請し、自治体応援職員を確保する。

第2 広域物資輸送拠点（県物資拠点）での支援物資の受入れと仕分け

1 支援物資に関する情報の収集

県救援物資部隊物資活動班は、発災の時期や広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保状況等をふまえ、国のプッシュ型支援物資の品目・数量・到着日時等について、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用して情報を収集する。

2 支援物資の受入れ・仕分け等

県地方災害対策部救援物資班は、支援物資及び調達した物資等を効果的に配送するため、広域物資輸送拠点（県物資拠点）において物資等の仕分け・一時保管等を行う。

広域物資輸送拠点（県物資拠点）の運営にあたっては、協定締結先である県トラック協会及び東海倉庫協会等からの物流専門家の派遣協力を得て効果的な供給体制を構築する。特に、物資保管のレイアウトの立案や、入荷・出荷の進行管理等については、協定締結先からの物流専門家の協力を得る。

3 プッシュ型支援の供給量

あらかじめ国の具体計画で定められた国のプッシュ型支援物資の供給量は、次表のとおりである。

(1) 食料

図表6-6 食料の供給量

拠点	地域	食料(食)				
		4日後	5日後	6日後	7日後	計
北勢	桑名	69,675	76,380	83,086	89,792	318,933
	四日市	188,843	199,107	209,371	219,635	816,956
	計	258,518	275,487	292,457	309,427	1,135,889
中勢	鈴鹿	119,062	126,065	133,068	140,071	518,266
	津	217,030	216,223	215,415	214,607	863,275
	計	336,092	342,288	348,483	354,678	1,381,541
伊賀拠点	松阪	205,637	206,261	206,887	207,510	826,295
	伊賀市	29,865	33,907	37,950	41,992	143,714
	計	235,502	240,168	244,837	249,502	970,009
伊勢志摩	伊勢志摩	379,672	376,337	373,001	369,665	1,498,675
	尾鷲	78,092	78,299	78,506	78,714	313,611
	熊野	32,021	32,405	32,792	33,179	130,397
	計	489,785	487,041	484,299	481,558	1,942,683
具体計画記載数量		1,332,000	1,356,000	1,380,000	1,404,000	5,472,000

(2) その他

図表6-7 その他の供給量

拠点	地域	毛布 (枚)	育児用調製 粉乳 (g)	乳児・小児 用おむつ (枚)	大人用 おむつ (枚)	トイレ (回)	トイレトイ ーパー(巻)	生理用品 (枚)
北勢	桑名	36,229	100,835	17,678	3,547	314,498	15,949	21,705
	四日市	79,174	258,294	45,279	9,079	805,603	40,849	55,598
	計	115,403	359,129	62,957	12,626	1,120,101	56,798	77,303
中勢	鈴鹿	60,173	163,858	28,725	5,759	511,065	25,914	35,270
	津	100,235	272,939	47,845	9,592	1,103,072	43,164	58,749
	計	160,408	436,797	76,570	15,351	1,614,137	69,078	94,019
伊賀	松阪	93,990	261,248	45,797	9,183	814,813	41,317	56,234
	伊賀	11,710	45,437	7,966	1,598	141,714	7,187	9,781
	計	105,700	306,685	53,763	10,781	956,527	48,504	66,015
伊勢志摩	伊勢志摩	126,813	473,830	83,062	16,656	1,477,850	74,937	101,992
	尾鷲	38,053	99,154	17,382	3,486	309,255	15,681	21,343
	熊野	8,210	41,226	7,227	1,451	128,581	6,522	8,875
	計	173,076	614,210	107,671	21,593	1,915,686	97,140	132,210
具体計画記載数量		603,183	1,731,000	303,285	60,800	5,701,111	273,600	372,386

第5節 支援活動及び調整

第1 地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送

1 県による地域内輸送拠点（市町物資拠点）への物資輸送

県救援物資部隊物資活動班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）に支援物資を受入れ、仕分けをした支援物資について、県トラック協会等の協定締結先の協力を得て、確保状況が確認できた地域内輸送拠点（市町物資拠点）まで輸送する。

2 輸送手段の確保にかかる国、自衛隊への要請

県救援物資部隊物資支援班は、県内の協定締結先である県トラック協会等において輸送手段の確保ができない場合に、中部運輸局に対し輸送手段の確保を要請する。

県救援物資部隊物資支援班は、輸送手段の確保が出来ている場合でも、道路の被害状況等により民間物流事業者による輸送が困難な場合は、県総括部隊救助班を通じて自衛隊に対し自衛隊車両による物資の輸送を要請する。

3 物資輸送に関する情報の収集と共有

県救援物資部隊物資支援班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの啓開状況の情報を、また、県総括部隊総括班（燃料・電力・ガス供給担当）から利用可能な給油所の情報を収集する。

県救援物資部隊物資支援班は、国や物流事業者と、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を用いて、物資輸送の内容（品目・数量・荷姿・利用車両・出庫日時・到着予定日時等）について情報共有する。

県救援物資部隊物資支援班は、収集した情報について、県地方災害対策部救援物資班を通じて、市町災害対策本部に情報提供を行う。

4 市町配分計画の決定

県救援物資部隊物資支援班は、図表6-8「市町配分計画」を基本に、避難所避難者数等の判明に応じ、市町への配分量を設定する。

県救援物資部隊物資活動班は、図表6-9「市町配分計画に対する車両台数」を基本に、当該物資量に相当する市町別の車両台数（4トントラック換算）を設定し、県トラック協会等へ要請する。

5 市町による物資の輸送等

市町災害対策本部は、地域内輸送拠点（市町物資拠点）に輸送された物資を受入れ、避難所等までの輸送を行う。（三重県ラストワンマイル検討会で検討中）

県災害対策本部は、市町災害対策本部が避難所等までの物資輸送を円滑に実施できるよう必要な支援を行う。

図表6-8 市町配分計画〔条件〕陸側ケース①、冬18時、風速3m〕

地域	市町	避難所避難者数 (国被害想定)				食料 (食)					毛布 (枚)	毛布備蓄量 (H26.4.1)	育児用調整粉乳 (g)	乳児・小児用おむつ (枚)	大人用おむつ (枚)	トイレ (回)	トイレレットペーパー (巻)	生理用品 (枚)
		4日後	5日後	6日後	7日後	4日後	5日後	6日後	7日後	計								
桑名	桑名市	14,158	15,278	16,399	17,519	50,968	55,001	59,034	63,067	228,070	30,099	4,939	72,108	12,641	2,535	224,901	11,404	15,521
	いなべ市	2,355	2,781	3,208	3,634	8,478	10,014	11,549	13,083	43,125	4,414	2,855	13,634	2,390	480	42,524	2,157	2,935
	木曽岬町	1,200	1,267	1,334	1,401	4,322	4,563	4,804	5,046	18,735	0	4,952	5,923	1,039	209	18,474	937	1,275
	東員町	1,640	1,889	2,139	2,388	5,906	6,802	7,699	8,596	29,003	1,716	3,060	9,170	1,608	323	28,599	1,451	1,974
	小計	19,353	21,216	23,079	24,942	69,675	76,380	83,086	89,792	318,933	36,229	15,808	100,835	17,678	3,547	314,498	15,949	21,705
四日市	四日市市	45,463	47,815	50,167	52,520	163,867	172,135	180,603	189,072	705,477	73,540	31,500	223,048	39,099	7,839	695,677	35,274	48,011
	菟野町	2,322	2,703	3,084	3,465	8,361	9,732	11,104	12,475	41,672	2,905	4,026	13,175	2,310	464	41,092	2,084	2,836
	朝日町	1,306	1,409	1,512	1,614	4,704	5,073	5,442	5,811	21,030	2,729	500	6,649	1,168	234	20,736	1,052	1,431
	川越町	3,364	3,379	3,395	3,410	12,111	12,167	12,222	12,277	48,777	0	13,620	15,422	2,704	542	48,098	2,439	3,320
	小計	52,456	55,307	58,158	61,009	189,043	199,047	208,371	219,635	816,956	79,174	49,646	258,294	45,279	9,079	805,603	40,849	55,598
鈴鹿	鈴鹿市	29,207	30,710	32,213	33,717	105,145	110,557	115,969	121,381	453,062	55,690	11,744	143,240	25,110	5,034	446,759	22,653	30,832
	亀山市	3,866	4,308	4,750	5,191	13,917	15,508	17,099	18,690	65,214	4,483	5,900	20,618	3,615	725	64,306	3,261	4,438
	小計	33,073	35,018	36,963	38,908	119,062	126,065	133,068	140,071	518,276	60,173	17,644	163,858	28,725	5,759	511,065	25,914	35,270
津	津市	60,286	60,062	59,837	59,613	217,030	216,223	215,415	214,607	863,275	100,235	20,338	272,939	47,845	9,592	1,103,072	43,164	58,749
	小計	60,286	60,062	59,837	59,613	217,030	216,223	215,415	214,607	863,275	100,235	20,338	272,939	47,845	9,592	1,103,072	43,164	58,749
松阪	松阪市	45,508	45,467	45,426	45,385	163,828	163,681	163,534	163,386	654,429	77,090	13,680	206,909	36,270	7,272	645,388	32,722	44,537
	多気町	2,875	3,017	3,158	3,300	10,350	10,860	11,371	11,882	44,463	4,106	2,495	14,058	2,465	495	43,844	2,224	3,028
	明和町	7,147	7,136	7,125	7,114	25,730	25,690	25,650	25,609	102,679	11,778	2,450	32,464	5,691	1,141	101,252	5,134	6,988
	大台町	1,591	1,675	1,759	1,842	5,729	6,030	6,332	6,633	24,724	1,016	2,669	7,817	1,371	275	24,379	1,237	1,683
	小計	57,121	57,295	57,466	57,641	205,637	205,261	204,887	204,510	827,295	96,473	21,294	261,248	45,797	9,188	814,813	41,317	56,236
伊賀	伊賀市	5,950	6,645	7,339	8,033	21,422	23,921	26,421	28,921	100,685	6,228	9,839	31,833	5,581	1,119	99,285	5,035	6,852
	名張市	2,345	2,774	3,202	3,631	8,443	9,886	11,329	12,771	43,029	5,482	1,780	13,604	2,385	479	42,429	2,152	2,929
	小計	8,295	9,419	10,541	11,664	29,865	33,807	37,750	41,692	143,714	11,710	11,619	45,437	7,966	1,598	141,714	7,187	9,781
伊勢志摩	伊勢市	58,106	57,384	56,661	55,939	209,183	206,582	203,981	201,380	821,128	54,492	57,386	259,613	45,509	9,124	809,721	41,057	55,881
	鳥羽市	8,837	8,700	8,563	8,425	31,813	31,319	30,826	30,332	124,290	11,715	5,136	39,296	6,889	1,381	122,562	6,215	8,459
	志摩市	22,605	22,320	22,036	21,751	81,378	80,354	79,329	78,305	319,366	39,437	4,066	100,973	17,700	3,549	314,929	15,969	21,734
	玉城町	3,245	3,361	3,477	3,593	11,681	12,100	12,518	12,937	49,236	5,647	1,540	15,566	2,729	548	48,500	2,462	3,351
	度会町	1,732	1,796	1,861	1,925	6,237	6,468	6,699	6,930	26,334	1,330	2,520	8,325	1,460	293	25,965	1,317	1,792
	大紀町	2,273	2,274	2,275	2,276	8,183	8,188	8,193	8,198	32,762	1,545	3,010	10,359	1,816	365	32,307	1,639	2,230
	南伊勢町	8,666	8,702	8,737	8,773	31,197	31,326	31,455	31,583	125,561	12,647	4,900	39,698	6,959	1,396	123,816	6,278	8,545
小計	105,484	104,537	103,610	102,684	379,672	376,337	373,001	369,656	1,498,675	126,813	78,558	473,830	83,062	16,656	1,477,850	74,537	101,982	
尾鷲	尾鷲市	10,389	10,359	10,329	10,299	37,400	37,292	37,184	37,076	148,952	17,855	2,743	47,094	5,256	1,656	146,884	7,448	10,137
	紀北町	11,303	11,391	11,478	11,566	40,692	41,007	41,322	41,638	164,659	20,198	2,934	52,060	9,126	1,830	162,371	8,233	11,206
	小計	21,692	21,750	21,807	21,865	78,092	78,299	78,506	78,714	313,611	38,053	5,677	99,154	17,382	3,486	309,255	15,681	21,343
熊野	熊野市	5,031	5,090	5,149	5,208	18,114	18,325	18,537	18,749	73,725	3,861	6,555	23,309	4,086	820	72,699	3,687	5,018
	御浜町	1,606	1,682	1,758	1,834	5,782	6,055	6,329	6,603	24,769	1,681	2,008	7,831	1,373	278	24,424	1,239	1,686
	紀宝町	2,257	2,229	2,202	2,174	8,125	8,025	7,926	7,827	31,903	2,688	1,660	10,086	1,768	355	31,456	1,596	2,171
	小計	8,894	9,001	9,109	9,216	32,021	32,405	32,792	33,179	130,397	8,230	10,223	41,226	7,227	1,451	128,581	6,522	8,875
計	366,633	373,603	380,573	387,542	1,318,897	1,344,984	1,370,076	1,395,165	5,430,122	554,587	230,805	1,716,821	300,961	60,351	5,606,451	271,520	369,547	
具体計画記載数量	370,000	376,686	383,333	390,000	1,332,000	1,356,000	1,380,000	1,404,000	5,472,000	603,183		1,731,000	303,285	60,800	5,701,111	273,600	372,386	

図表6-9 市町配分計画に対する車両台数

地域	市町	食料(食)		毛布(枚)		育児用調製粉乳(缶)		乳児・小児用おむつ(枚)		大人用おむつ(枚)		トイレ(回)		トイレットペーパー(巻)		生理用品(枚)		車両台数	
		食料(食)	車両台数	毛布(枚)	車両台数	調製粉乳(缶)	車両台数	乳児・小児用おむつ(枚)	車両台数	大人用おむつ(枚)	車両台数	トイレ(回)	車両台数	トイレットペーパー(巻)	車両台数	生理用品(枚)	車両台数	総計	
桑名	桑名市	228,070	15	30,099	51	72,108	1	12,641	8	2,535	2	224,901	19	11,404	2	15,521	2	100	
	いなべ市	43,125	3	4,414	8	13,634	1	2,390	2	480	1	42,524	4	2,157	1	2,935	1	21	
	木曽岬町	18,735	2	0	0	5,923	1	1,039	1	209	1	18,474	2	937	1	1,275	1	9	
	東員町	29,003	2	1,716	3	9,170	1	1,608	1	323	1	28,599	3	1,451	1	1,974	1	13	
四日市	四日市市	705,477	44	73,540	123	223,048	1	39,099	22	7,839	5	695,677	58	35,274	5	48,011	6	264	
	菰野町	41,672	3	2,905	5	13,175	1	2,310	2	464	1	41,092	4	2,084	1	2,836	1	18	
	朝日町	21,030	2	2,729	5	6,649	1	1,166	1	234	1	20,736	2	1,052	1	1,431	1	14	
	川越町	48,777	4	0	0	15,422	1	2,704	2	542	1	48,098	5	2,439	1	3,320	1	15	
鈴鹿	鈴鹿市	453,052	28	55,690	93	143,240	1	25,110	14	5,034	3	446,759	38	22,653	3	30,832	4	184	
	亀山市	65,214	5	4,483	8	20,618	1	3,615	3	725	1	64,306	6	3,261	1	4,438	1	26	
津	津市	863,275	54	100,235	168	272,939	1	47,845	27	9,592	6	1,103,072	92	43,184	5	58,749	7	360	
松阪	松阪市	654,429	41	77,090	129	206,909	1	36,270	21	7,272	5	645,338	54	32,722	4	44,537	6	261	
	多気町	44,463	3	4,106	7	14,058	1	2,465	2	495	1	43,844	4	2,224	1	3,026	1	20	
	明和町	102,679	7	11,778	20	32,464	1	5,691	4	1,141	1	101,252	9	5,134	1	6,988	1	44	
	大台町	24,724	2	1,016	2	7,817	1	1,371	1	275	1	24,379	3	1,237	1	1,683	1	12	
伊賀	伊賀市	100,685	7	6,228	11	31,833	1	5,581	4	1,119	1	99,285	9	5,035	1	6,852	1	35	
	名張市	43,029	3	5,482	10	13,604	1	2,385	2	479	1	42,429	4	2,152	1	2,929	1	23	
伊勢志摩	伊勢市	821,126	51	54,492	91	259,613	1	45,509	26	9,124	6	809,721	68	41,057	5	55,681	7	255	
	鳥羽市	124,290	8	11,715	20	39,296	1	6,889	4	1,381	1	122,562	11	6,215	1	8,459	1	47	
	志摩市	319,366	20	39,437	66	100,973	1	17,700	10	3,549	2	314,929	27	15,969	2	21,734	3	131	
	玉城町	49,236	4	5,647	10	15,566	1	2,729	2	548	1	48,550	5	2,482	1	3,351	1	25	
	度会町	26,334	2	1,330	3	8,325	1	1,460	1	293	1	25,965	3	1,317	1	1,792	1	13	
	大紀町	32,762	3	1,545	3	10,359	1	1,816	2	365	1	32,307	3	1,639	1	2,230	1	15	
	南伊勢町	125,561	8	12,647	22	39,698	1	6,959	4	1,396	1	123,816	11	6,278	1	8,545	1	49	
尾鷲	尾鷲市	148,952	10	17,855	30	47,094	1	8,256	5	1,656	1	146,884	13	7,448	1	10,137	2	63	
	紀北町	164,659	11	20,198	34	52,060	1	9,126	6	1,830	2	162,371	14	8,233	1	11,206	2	71	
熊野	熊野市	73,725	5	3,861	7	23,309	1	4,086	3	820	1	72,699	7	3,687	1	5,018	1	26	
	御浜町	24,769	2	1,661	3	7,831	1	1,373	1	276	1	24,424	3	1,239	1	1,686	1	13	
	紀宝町	31,903	2	2,688	5	10,086	1	1,768	1	355	1	31,458	3	1,596	1	2,171	1	15	
1台あたり積載数量(4トトラック)		16,200		600		2,660,000		1,800		1,800		12,000		8,640		3,840			

*注意：上表に示す車両台数は、入荷車両のみ。

*県物資拠点から市町物資拠点に対しては、発災3日目～7日目の計5日間にわたり、国プッシュ型支援物資を輸送する。

第2 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応

1 県による流通備蓄のプッシュ型支援

(1) 流通備蓄に関する情報収集

県救援物資部隊物資支援班は、協定締結企業等¹⁴から流通備蓄の量・品目等について情報収集する。

(2) 流通備蓄の要請

流通備蓄については、被災市町からの要請を待たずにプッシュ型で支援を行うため、県救援物資部隊物資活動班は、設定した配分量に基づき、流通備蓄にかかる協定締結企業等に物資提供の要請を行う。

(3) 流通備蓄の配分量

流通備蓄について、県救援物資部隊物資支援班は、被害想定に基づき作成した市町配分計画を基本に、判明した避難所避難者数に基づき、市町への配分量を設定する。

(4) 流通備蓄の輸送

流通備蓄の輸送については、協定締結先の自社配送を基本とするが、自社での配送が困難な場合には、県救援物資部隊物資活動班は、県トラック協会等の協定締結先の協力を得てトラックを確保次第、地域内輸送拠点（市町物資拠点）に対して輸送を行う。

2 セーフティネット備蓄支援

(1) セーフティネット備蓄支援の実施の決定

県災害対策本部は、航空偵察による孤立地域の発生状況と被災市町からの情報により、対応策を検討する。物資支援が必要と判断した場合にはセーフティネット備蓄による支援の実施を決定する。

(2) セーフティネット備蓄の供給の準備

県救援物資部隊物資支援班は、県災害対策本部の決定を受け、被災市町からの情報（要請物資・配送場所等）に基づき、搬出する物資拠点と搬出する現物備蓄の種類と量を決定する。

¹⁴協定締結企業等の流通備蓄：「災害時における生活必需物資等の調達に関する協定」「災害時における飲料調達に関する協定」「災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定」「救助用副食等の調達に関する協定」「生活必需物資等の調達に関する協定」「災害時における生活必需品などの調達に関する協定」等により確保している支援物資（備蓄量・備蓄場所等は対外非公表）

(3) セーフティネット備蓄の輸送

セーフティネット備蓄の輸送については、アクセス道路の啓開活動が十分でない状況が予想される孤立地域への支援物資の供給を優先し、航空機（ヘリコプターを含む）による対応を基本とする。

県救援物資部隊物資活動支援班は、航空機を利用した輸送について、県総括部隊救助班（航空担当）に協議を行う。協議を受けた県総括部隊救助班（航空担当）は、関係機関と調整を行い、拠点での物資の受入れ時間等、輸送計画を策定し実施する。

また、策定した輸送計画は、県救援物資部隊活動支援班が、被災市町及び県地方災害対策部と共有する。

第3 応急給水にかかる受援活動

1 被害情報等の収集及び市町における応急給水活動

(1) 被害情報等の収集

県被災者支援部隊水道応援班は、県総括部隊情報班及び市町に対し、水道施設の被害状況や断水状況及び応急給水状況の情報を収集し、市町の応援要請の有無を把握する。

(2) 市町における応急給水活動

市町は、配水池の緊急遮断弁等によって確保された水量や震災対策用貯水施設の水量について把握し、応急給水拠点での給水や給水車両を使用して被災者に給水活動を行うとともに、給水車両等が不足する場合は「三重県水道災害広域応援協定」に基づき応援を要請する。

1 応援要請

(1) 県内での対応

県被災者支援部隊水道応援班は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県内5ブロック内（北勢、中勢、南勢志摩、東紀州、伊賀）で応援要請のあった市町への対応の可否を、それぞれの代表市（四日市市、津市、松阪市、尾鷲市、伊賀市）に確認する。

県被災者支援部隊水道応援班は、応援要請に対する給水車両の不足など、ブロック内の市町の資機材や人員では対応が困難と判断した場合、給水車両等の要請についてブロックを越えて他のブロックに対して応援を要請する。

なお、代表市等が機能しない場合は「三重県水道災害広域応援協定実施要領」により代表市等の事務を各地域防災総合事務所・各地域活性化局等が行う。

(2) 県外への要請

県被災者支援部隊水道応援班は、応援要請に対して県内の市町等のみの対応では困難と判断した場合、日本水道協会三重県支部長（津市）を通じて、日本水道協会に対して、他の都道府県等への応援を要請する。

2 県外からの支援に対する受援活動

県被災者支援部隊水道応援班は、県総括部隊情報班及び市町から、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水の状況の情報を収集し、日本水道協会三重県支部長（津市）と情報共有を行う。

日本水道協会三重県支部長（津市）は、中部地方支部（名古屋市）を通じて県外水道事業者から示された支援を整理し、県被災者支援部隊水道応援班から情報提供された応援要請等をもとに支援配分を決定し、県被災者支援部隊水道応援班と情報共有を行う。

県被災者支援部隊水道応援班は、県社会基盤対策部隊から、応急給水活動の実施に必要な緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況の情報を収集し、日本水道協会三重県支部長（津市）を通じて他の都道府県等へ情報提供を行う。

なお、中部地方支部長（名古屋市）や三重県支部長（津市）が被災し、適切な連絡調整が行えない場合には「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、中部地方支部長（名古屋市）の事務の代理を新潟県支部長（新潟市）が担い、また、三重県支部長（津市）の事務の代理を三重県副支部長（四日市市）もしくは石川県支部長（金沢市）が担う。

別表6-1 地域内輸送拠点（市町物資拠点）
（国プッシュ型支援時の県の配送予定先）

番号	市町名	名称	施設種別	住所
1	桑名市	星見ヶ丘防災拠点施設 (仮称)H31年度完成予定	市民の防災訓練場等	桑名市星見ヶ丘四丁目1001番地
2	いなべ市	旧東藤原小学校体育館	体育館	いなべ市藤原町石川989
3		旧西藤原小学校体育館	体育館	いなべ市藤原町坂本13
4	木曾岬町	木曾岬町役場	役場	桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地
5	東員町	東員町陸上競技場	陸上競技場	員弁郡東員町大字北大社323番地
6	四日市市	南部拠点防災倉庫	倉庫	四日市市波木町2080番
7	菰野町	菰野町体育センター	体育館	三重郡菰野町大字福村871-3
8	朝日町	朝日町教育文化施設	図書館、歴史博物館、児童館含む複合施設	三重郡朝日町大字柿2278番地
9	川越町	あいあいホール	教育文化施設	三重郡川越町大字豊田一色314番地
10	鈴鹿市	AGF 鈴鹿体育館（鈴鹿市立体育館）	運動施設	鈴鹿市江島台一丁目1-1
11		鈴鹿市立西部体育館	運動施設	鈴鹿市長沢町1828番地の2
12	亀山市	亀山公園	公園	亀山市若山町4番地の7
13	津市	津市防災物流施設（津市雲出地区防災コミュニティセンター）	防災施設・コミュニティ施設	津市雲出伊倉津町792-1
14		安濃中央総合公園	公園	津市安濃町田端上野 818
15	松阪市	松阪市クラギ文化ホール	市民ホール	松阪市川井町690番地
16		嬉野ふるさと会館	市民ホール	松阪市嬉野権現前町423番地88
17	多気町	多気中学校第1体育館	体育館	多気町相可1540
18	明和町	いつきのみや地域交流センター	観光交流施設	明和町斎宮2811
19	大台町	大台町役場	役場	大台町佐原750番地
20	伊勢市	小俣総合体育館	スポーツ施設	伊勢市小俣町新村401番地1
21	鳥羽市	スギハラプロテック	工場、倉庫	鳥羽市松尾町304-56
22	志摩市	志摩市観光農園（飲食棟）	観光農園（飲食棟）	志摩市磯部町穴川511-5
23		志摩市ともやま公園 多目的屋内運動場	多目的屋内運動場	志摩市大王町船越3261-4
24	玉城町	玉城町屋内体育館	社会体育施設	玉城町田丸114-2
25	南伊勢町	さいたエコセンター	ごみ処理・リサイクル施設	南伊勢町斎田575-4
26	大紀町	大紀町コンベンションホール	イベント、会議場	度会郡大紀町崎2200番地1
27	度会町	度会町防災倉庫	備蓄倉庫	度会郡度会町棚橋1215-1
28	伊賀市	しらさぎ運動公園	都市公園、多目的グラウンド	伊賀市下友生3006-1
29	名張市	名張市総合体育館	体育館	名張市夏見2812
30	尾鷲市	三紀産業株式会社	結婚式場・レストラン	尾鷲市矢浜岡崎町261番地1
31	紀北町	海山リサイクルセンター	ごみ処理施設 (旧 RDF 燃料の置場)	紀北町船津2589番地
32	熊野市	H30末完成予定	屋外練習場	熊野市有馬町3537
33	御浜町	JA 三重南紀 統一選果場	柑橘の選果場	南牟婁郡御浜町大字下市木2135
34	紀宝町	成川防災備蓄倉庫	災害備蓄倉庫	南牟婁郡紀宝町成川1247

※国プッシュ型支援時に、県は、各市町1～2か所の地域内輸送拠点（市町物資拠点）に配送することとしています。上記は、県からの配送予定先の物資拠点であり、市町によっては上記以外にも物資拠点を整備しています。

別表6-2 民間物資拠点

番号	名称	住所
1	日本通運株式会社 四日市ターミナル	四日市市垂坂町字山上谷1340-8
2	日本トランスシティ株式会社 亀山物流センター	亀山市白木町砂子249-5
3	近物レックス株式会社 津支店	津市あのだつ台1丁目1番3号
4	西濃運輸株式会社 久居支店	津市久居中町774-2
5	株式会社日本ロジックス 三重伊賀営業所	伊賀市川東2174-2

【熊本地震における事例】

プッシュ型支援

国は被災県からの要請を待つことなく必要と思われる物資を被災地に送り込む、いわゆる「プッシュ型支援」を平成28年4月16日から開始した。その後、4月23日にはプッシュ型からプル型へ切り替え、5月6日までに食料約278万食、水24万本等の支援を行った。

〈プッシュ型物資の内容〉

物資の種類	数量
毛布	約42,300枚
日用品	約53,000箱
飲料水	約1,003,000本
食料品	約1,755,300食

(資料) 「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」(平成29年3月：熊本県)

プル型支援への移行

発災直後から、必要な物資が大量かつ迅速に供給されたことにより、1週間が経過した段階で当面の物資の不足は解消されたが、一方で、時間の経過に伴い、物資についての被災者ニーズが次第に多種・多様化した。

このため、国は、4月23日から被災者ニーズに応じたプル型支援に切り替えるとともに、4月28日からはタブレット端末(iPad)を活用した物資要請システム(日本IBMが東日本大震災の際に開発したシステムの一部)の運用を開始し、物資の供給効率の向上を図った。

(資料) 「熊本地震に係る広域応援検証・評価について(最終報告書)」(平成29年5月：九州地方知事会)

民間物資拠点の活用

物資集積拠点としていたグランメッセ熊本が被災し、県内倉庫も被災していたため、代替倉庫の確保に時間を要した。県倉庫協会の協力を得て、平成28年4月20日から4月25日にかけて合志市等計3つの倉庫を拠点として確保した。

(資料) 「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」(平成29年3月：熊本県)

官民の連携による物資輸送拠点の運営

被災後一定期間はプッシュ型の物資輸送を行ったが、その輸送を支えるソフトインフラは脆弱であった。どのような物資が発注されたか、事業者から発注されたのか、輸送中の物資が今どこまで来ているか、物資の在庫状況はどうか、といった発注・輸送状況を把握するためのシステムがなく、このため、物流拠点での無駄な待機時間があるかと思えば、夜間に急に大量の物資が搬入されるといった混乱が生じた。災害が発生してから、輸送状況や在庫状況をリアルタイムで把握するためのシステムを構築することは難しいことから、事前に物流事業者と連携した取組が欠かせない。

また、災害発生当初、国は広域物流拠点への搬入を担えばよいとの発想に立ち、物資の情報管理を発送ベースでしかとらえていなかったものもあった。このため、物流が滞った場合に迅速な対策の企画立案ができなかった面がある。被災者支援のために、支援物資については、適切に官民連携して、到着ベースでも情報管理すべきである。

(資料) 「平成28年熊本地震に係る初動対応の検証レポート」(平成28年7月：内閣府)

【熊本地震における事例】

市町の物資拠点の事前指定がなされていなかった

発災当初、物資受入れのルールが定まっておらず、多数の問合せに対し、円滑な対応ができなかった。

物資の供給について、当初、国、県、市町村間の連携や情報共有が不十分であり、重複した対応を行った事例があった。プッシュ型支援については、発災当初、物資を積んだトラックがいつ到着するのか市町村に連絡されておらず、夜中に物資が到着し受入れの人員が不足する等現場に混乱が生じた。

物資調達・輸送調整等支援システムの活用

発災時には国と連携の上、受入れ窓口を設置し、ICT（物資調達・輸送調整等支援システム等）を活用したシステムを通じ情報提供を行う等、被災市町村の負担軽減のための支援を検討する。

（資料）「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」（平成29年3月：熊本県）

市町の物資拠点の事前指定がなされていなかった

物資集積拠点を事前に確保していない市町村があった。

市町の物資拠点での運営が混乱した

受入れた物資の仕分け・管理等のノウハウ欠如、人員不足により、発災当初、市町村の物資集積拠点に物資が滞留した。発災当初、指定避難所以外の被災者の把握が困難であり、物資の配布が十分ではなかった。

（資料）「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」（平成29年3月：熊本県）

ラストワンマイル問題

国の支援が事前に想定していたのは、広域物流拠点への搬入までであり、そこから先の避難所までのラストワンマイルについては具体的な計画を持っていなかった。一方で、個々の避難所まで支援物資を届ける機能を被災直後の市町村に期待することは、特に被害の大きい市町村においては困難だった。

また、被災市町村も避難所までの物資輸送のための計画を策定していなかった。このため、実際には、被災市町村の物流拠点から先の物資輸送は物流事業者のほかに、自衛隊やNPOが担当して輸送することとなった。

（資料）「平成28年熊本地震に係る初動対応の検証レポート」（平成28年7月：内閣府）

第6章 物資調達に関する計画／支援活動及び調整

第7章

燃料供給及び 電力・ガスの臨時供給 に関する計画

目 次

第7章	燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画	139
第1節	要旨（燃料供給）	139
第1	目的	139
第2	計画に基づく活動期間	139
第3	概要	140
第2節	関係機関の役割（燃料供給）	142
第1	指揮又は調整を行う機関	143
第2	燃料供給を行う機関	143
第3節	災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給	144
第1	平時の事前準備	144
第2	災害発生時の対応（県内での対応）	144
第3	災害発生時の対応（国への要請）	145
第4節	業務継続が必要な重要施設への燃料供給	146
第1	平時の事前準備	146
第2	災害発生時の対応（県内での対応）	146
第3	災害発生時の対応（国への要請）	147
第5節	災害応急対策に従事する航空機への燃料供給	148
第1	県内での対応	148
第2	国への要請	148
第3	燃料供給の受入れ対応	148
第6節	製油所からの燃料輸送	149
第7節	要旨（電力・ガスの臨時供給）	150
第1	目的	150
第2	計画に基づく活動期間	150
第3	概要（電力）	151
第4	概要（ガス）	152
第8節	関係機関の役割（電力の臨時供給）	153
第1	指揮又は調整を行う機関	154
第2	電力の臨時供給を行う機関	154
第9節	電力の臨時供給	155
第1	平時の事前準備	155
第2	災害発生時の対応（県内での対応）	155
第3	災害発生時の対応（国への要請）	155
第10節	関係機関の役割（ガスの臨時供給）	156
第1	指揮・調整を行う機関	157
第2	ガスの臨時供給を行う機関	157
第11節	ガスの臨時供給	158
第1	平時の事前準備	158
第2	災害発生時の対応（県内での対応）	158
第3	災害発生時の対応（国への要請）	158

第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画

第1節 要旨（燃料供給）

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、県内も含め多くの製油所が被災し全国的な燃料供給の確保が困難になることが想定される。

このような想定の下、国において、燃料の供給体制を速やかに構築し、被災により燃料供給が不足する事態が生じた地域の供給体制が早期に復旧される。

この「燃料供給に関する計画」は、災害応急対策活動に必要な燃料のほか、災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設¹⁵の業務継続に必要な燃料を確保し、優先的に供給することを目的として、受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

燃料供給に関する活動期間は、災害発生後おおむね4週間を対象とする。

【タイムライン】

区分	行動項目
燃料供給 (発災～発災後12時間)	(県内での対応)
	中核SSの稼働状況や燃料在庫状況の情報収集・提供
	重要施設への燃料供給のニーズ調査
	県石油商業組合に重要施設への燃料供給を要請・供給
	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集・提供
	県内備蓄及び契約業者による航空燃料の供給 製油所への道路・航路啓開状況の情報収集・提供
燃料供給 (発災～発災後1日目)	(国への要請)
	国緊急災害対策本部に中核SSへの燃料供給を要請
	国緊急災害対策本部に重要施設への燃料供給を要請
	県民への一般車両の給油に関する情報の広報・周知 国緊急災害対策本部に航空燃料の供給を要請
燃料供給 (発災～発災後2日目以降)	(国への要請)
	国緊急災害対策本部に要請した燃料の供給(中核SS)
	中核SSへの燃料供給状況の確認
	国緊急災害対策本部に要請した燃料の供給(重要施設)
	重要施設への燃料供給状況の確認 国緊急災害対策本部に要請した航空燃料の供給 航空燃料への燃料供給状況の確認

¹⁵ 重要施設…災害対策本部となる官庁舎、災害拠点病院、防災関連施設等、災害応急対策の実施のために不可欠と判断する施設で、優先供給すべき施設として県が指定するもの。

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給に関しては、県は、県石油商業組合から県内の中核給油所（中核SS）の稼働状況や燃料在庫状況の情報収集を行い、災害応急対策活動に従事するものとして証明書が交付された車両に燃料供給する。また、県内の燃料で供給できない場合は、県は国に対し燃料供給を要請する。これを受け、国は、石油連盟に燃料供給の要請を行い、県内外の製油所等から燃料供給を行う。

重要施設への燃料供給に関しては、県は、重要施設へ燃料供給の必要性を照会し、収集した情報を基に、県石油商業組合に対し燃料供給の要請を行い、燃料の配送を行う。県内の燃料で対応できない場合は、県は国に対し燃料供給を要請する。これを受け、国は、石油連盟や全国石油商業組合連合会に燃料供給の要請を行い、県内外の製油所等から重要施設への燃料供給を行う。

(2) 燃料供給の拠点

① 中核給油所（中核SS）

自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応力の高いサービスステーション（SS）。災害応急対策活動に従事する車両に優先的に供給する給油所。

② 小口燃料配送拠点

平時は取引先に燃料配送を行う地域配送拠点（給油サービスステーション）で、災害発生時には小型タンクローリーにより重要施設への燃料配送を行う。

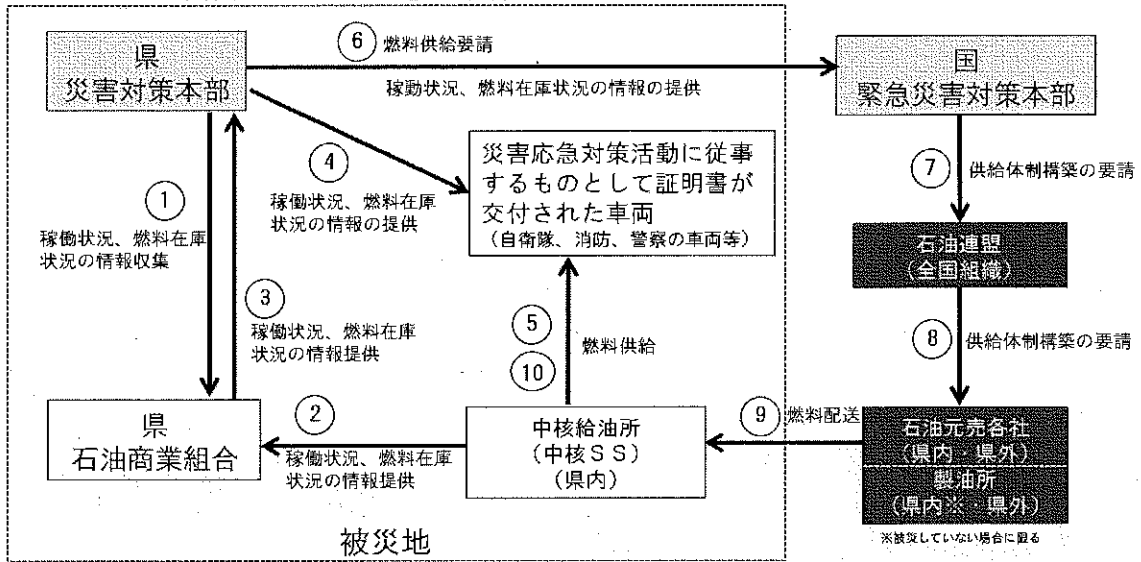
③ 製油所

原油を受入れ、これを精製してガソリン、灯油、軽油、重油などの各種石油製品を製造し、これらを貯蔵し出荷する石油精製工場。

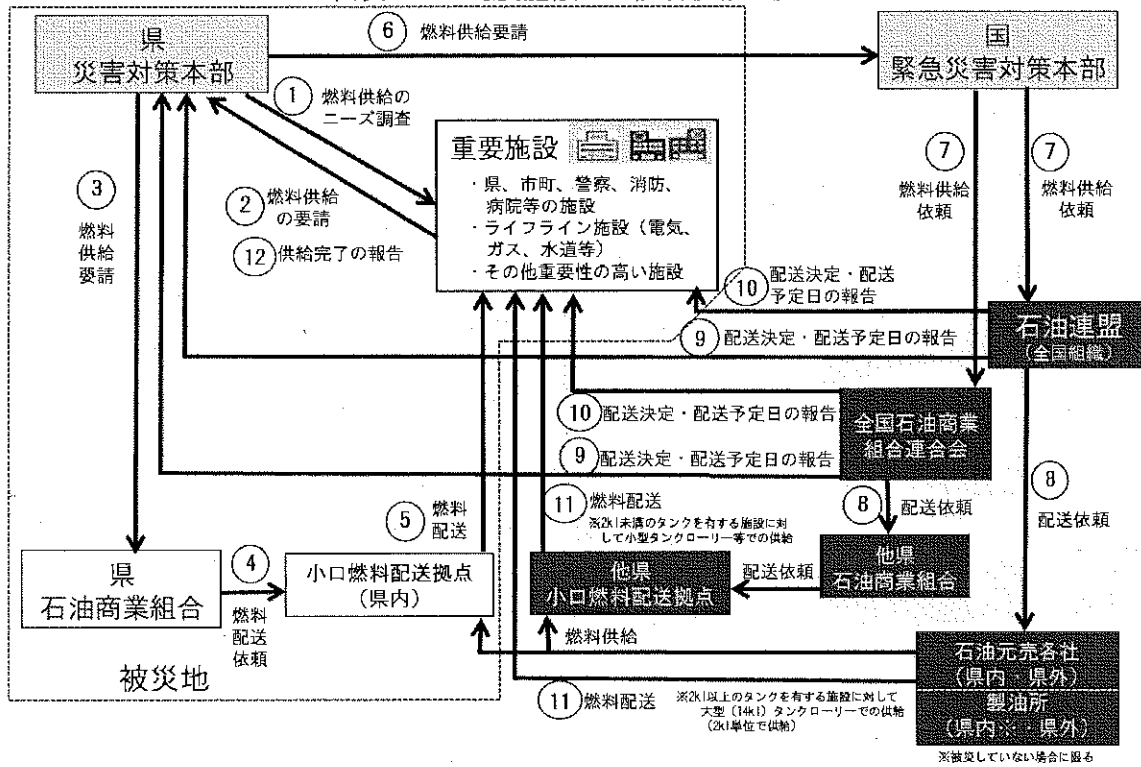
災害発生時には、石油元売各社を通じ、中核給油所及び小口燃料配送拠点等へ燃料配送を行う。

第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画/要旨 (燃料供給)

図表7-1 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給の流れ

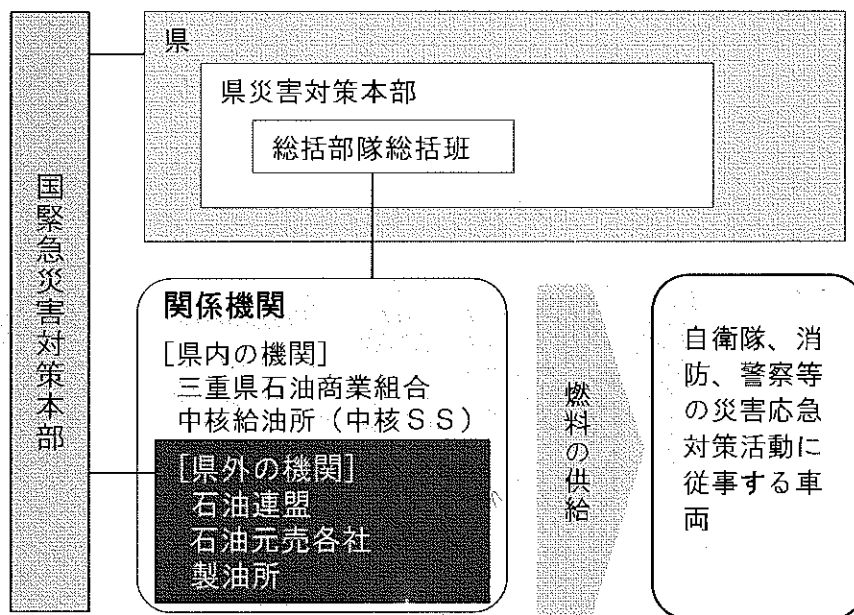


図表7-2 重要施設への燃料供給の流れ

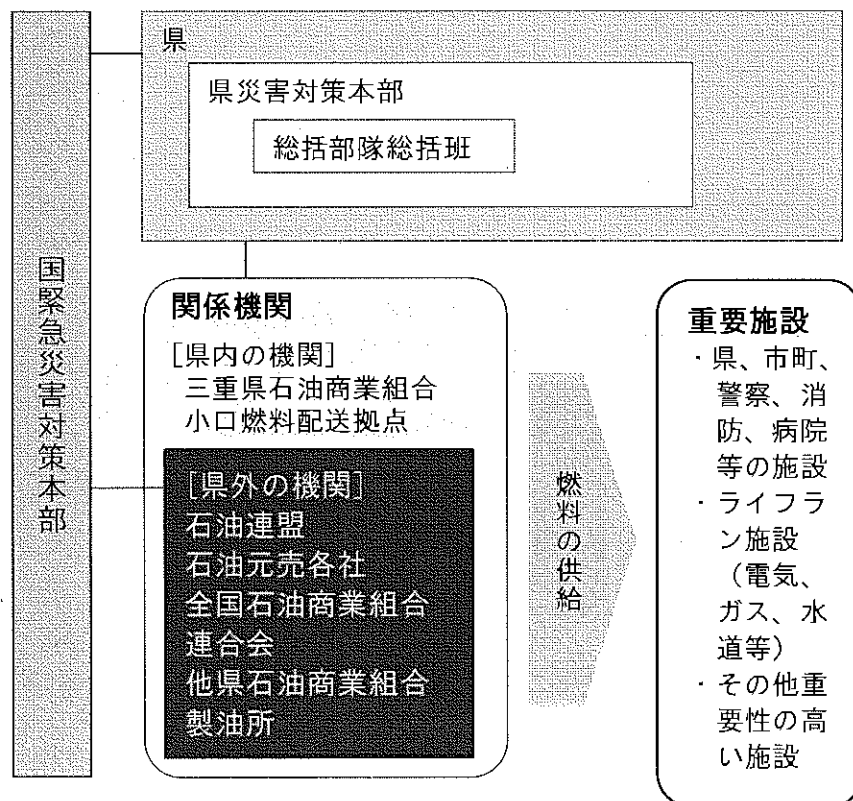


第2節 関係機関の役割（燃料供給）

図表7-3 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給に関する関係機関の体制



図表7-4 重要施設への燃料供給に関する関係機関の体制



第1 指揮又は調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス 供給担当)	<中核給油所（中核SS）関係> ・中核SSの稼働状況や燃料在庫状況の確認及び情報提供 <重要施設への燃料供給> ・燃料供給のニーズ調査 ・県石油商業組合や国の緊急災害対策本部に対する燃料供給の要請 ・燃料供給状況の把握 ・重要施設への道路啓開情報の収集 <製油所関係> ・製油所への道路等啓開情報の収集

2 国等

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・広域的な燃料供給の調整
石油連盟 (県外・全国組織)	・石油元売各社に対する燃料供給の依頼
全国石油商業組合 連合会	・被災県以外の石油商業組合に対する燃料供給の依頼

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・市町が管理する重要施設への燃料供給にかかる県への要請

第2 燃料供給を行う機関

1 県内関係機関

関係機関	主な役割
県石油商業組合	・小口燃料配送拠点に対する燃料配送の依頼
中核SS	・燃料の供給
小口燃料配送拠点	・燃料の配送

第3節 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給

第1 平時の事前準備

1 緊急通行車両等事前届出制度の活用

県は、防災関係機関等に対し、あらかじめ緊急通行車両として使用が想定される車両について、緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定めている要領による緊急通行車両等事前届出制度の活用について周知する等、事前の備えに努める。

第2 災害発生時の対応（県内での対応）

1 緊急通行車両証明書の交付

警察（交通規制課、高速道路交通警察隊、各警察署）は、緊急通行車両等の事前届出に基づき、緊急通行を行う車両の証明書等の交付を行う。

2 中核SSの被害状況等の収集

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、国による重点的かつ継続的な燃料供給が行われる中核SSにおいて、災害応急対策活動に従事する車両（自衛隊・消防・警察等の関係車両、緊急物資輸送車両、道路啓開作業用重機、その他必要な車両等）に対する優先的な給油が実施されるよう、県石油商業組合へ中核SSの被害状況や燃料の在庫状況を確認する。

3 災害応急対策活動に従事する車両への情報提供と燃料供給

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、中核SSの稼働状況や燃料の在庫状況の情報を、災害応急対策活動に従事する車両の関係機関へ提供し、災害応急対策活動に従事する車両に対して燃料供給を行う。

4 県民への広報・周知活動

中核SSでは、多数の給油希望者が集中することによる混乱が想定されるため、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県民に対して一般車両への給油体制に関する情報を県石油商業組合から収集し、適切に広報・周知し、給油施設での混乱防止に努める。

第3 災害発生時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、中核SSにおける燃料が枯渇する事態に備え、災害発生直後から国の緊急災害対策本部と中核SSの稼働状況や燃料の在庫状況の情報について共有を行い、燃料の枯渇が想定される場合は燃料供給を要請する。

2 燃料供給の受入れ対応

国緊急災害対策本部は、石油連盟に対し燃料供給体制の構築を行うよう要請する。石油連盟は、県内外の製油所から石油元売各社（県内外）を通じて、県内の中核SSに対して燃料供給を行う。

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県石油商業組合を通じて、上記による燃料供給状況を確認する。

第4節 業務継続が必要な重要施設への燃料供給

第1 平時の事前準備

1 重要施設の指定

県は、災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等の災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設をあらかじめ指定しておく。

県は、重要施設の指定にあたっては、円滑な燃料供給が可能となるよう、燃料供給に必要な設備等の情報をあらかじめ確認するとともに、県石油商業組合との間で、指定施設の情報を共有する。

県は、業務継続に必要な非常用発電機等の燃料供給に要する費用については、原則として重要施設管理者が負担することについて、事前の合意を得ることとする。

2 自衛的備蓄による事前準備

重要施設の施設管理者は、平時より災害発生時における業務継続に必要な燃料の備蓄（以下、「自衛的備蓄」という。）を行い、事前の備えに努めるとともに、県は、重要施設の燃料の備蓄状況を把握する。

第2 災害発生時の対応（県内での対応）

1 重要施設における燃料確保の実施

重要施設の施設管理者は、災害発生時には、当該施設が保有する自衛的備蓄が枯渇する前に業務継続のための燃料を確保するよう努める。

2 重要施設の燃料供給ニーズ調査

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、重要施設に対して燃料供給のニーズ調査を行う。

燃料の確保方法については、重要施設の施設管理者と石油販売業者の通常取引を基本とするが、通常取引による燃料確保が困難な場合、重要施設の施設管理者は、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）に対し燃料確保を要請する。その際、燃料供給に必要な設備等の情報及び燃料が枯渇するまでの期間を報告する。

3 県石油商業組合への要請と燃料配送

要請を受けた県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県石油商業組合に対し、協定に基づく重要施設への燃料供給を要請する。

県石油商業組合は、小口燃料配送拠点より重要施設への燃料配送を行うこととするが、燃料調達が困難な場合には、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）に報告する。

4 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、県石油商業組合へ情報提供する。

第3 災害発生時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県石油商業組合による燃料供給だけでは燃料調達が困難と認めた場合、県内の重要施設の燃料需要をとりまとめ、施設の重要度や在庫燃料の状況等を考慮し、可能な範囲で優先順位を決定した上で、国の緊急災害対策本部に対して優先供給の実施を要請する。

優先順位の決定にあたっては、災害応急対策や医療活動を行うために必要な県、市町、警察、消防、病院等の施設を最優先とし、ライフライン施設（電気、ガス、上下水道、放送、交通）を最優先施設に準ずるものとする。ただし、重要施設からの要請量や切迫度に応じて臨機応変に対応するものとする。

なお、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、重要施設における燃料が枯渇する事態に備え、災害発生直後から国の緊急災害対策本部と重要施設の燃料の確保状況について共有する。

2 燃料供給の受入れ対応

国へ要請した燃料供給は、石油連盟及び全国石油商業連合会を通じて行われる。県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、これらの燃料配送の決定・配送予定日の報告を受け、重要施設への燃料供給の情報を確認する。

重要施設の施設管理者は、要請した燃料供給の実施完了後、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）へ供給完了を報告する。

3 重要施設以外からの要請への対応

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、重要施設に指定されていない施設から燃料供給の要請があった場合には、その緊急性・必要性を考慮し、当該施設への燃料供給について、国の緊急災害対策本部へ要請する等適切に対応する。

4 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、石油連盟及び全国石油商業連合会へ情報提供する。

第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画／災害応急対策に従事する航空機への燃料供給

第5節 災害応急対策に従事する航空機への燃料供給

第1 県内での対応

県総括部隊（救助班・航空担当）は、県内各地に備蓄している航空燃料で対応できない場合、平時に供給している契約業者に対して、航空燃料の供給を要請する。

第2 国への要請

県総括部隊（救助班・航空担当）は、契約業者の納入期日や供給可能量を確認する。
県総括部隊（救助班・航空担当）及び救助機関は、供給が間に合わず航空燃料の不足が見通される場合や、調達が困難となった場合には、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）を通じて、国緊急災害対策本部へ航空燃料の供給を要請する。

第3 燃料供給の受入れ対応

受入れ対応は、県総括部隊（救助班・航空担当）及び救助機関が指定する場所にて航空燃料を受入れる。また、供給完了後は、県総括部隊（救助班・航空担当）及び救助機関から県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）へ供給完了を報告する。

第6節 製油所からの燃料輸送

県石油商業組合との調整による燃料調達が困難な場合、国の緊急災害対策本部に対して優先供給の実施を要請する。当該要請に基づき、国の緊急災害対策本部から要請を受けた石油連盟にて、県外又は県内（被災していない場合）の製油所からの燃料配送が調整される。

当該配送に対処するため、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、図表7-5に示す県内の製油所への道路啓開、航路啓開に関する情報について、県社会基盤対策部隊から収集し、石油連盟へ提供する。

製油所は、大規模災害発生時において、県内又は県外への中核SS、小口燃料配送拠点への燃料供給を行うことを目的としたものであり、輸送先の決定については、石油連盟が行う。

図表7-5 県内の製油所

県内の製油所名	所在地
コスモ石油 四日市製油所	四日市市大協町1-1
昭和四日市石油 四日市製油所	四日市市塩浜町1

第7節 要旨（電力・ガスの臨時供給）

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確保出来ないことが想定される。

このような想定の下、国は、電気事業者、ガス事業者が災害応急対策活動を実施するため、これらの関係機関と相互協力を行う供給体制を構築し、重要施設に対して必要な電力及びガスを確保し臨時供給¹⁶する。

この「電力・ガスの臨時供給に関する計画」は、災害応急対策活動の拠点となる重要施設に対して必要な電力・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給することを目的として、受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

電力・ガスの臨時供給に関する活動期間は、災害発生後おおむね8週間を対象とする。

【タイムライン】

区分	行動項目
電力の臨時供給 (発災～発災後12時間)	重要施設への電力の臨時供給のニーズ調査
	県内一般送配電事業者に重要施設への電力の臨時供給を要請・供給
	緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集・提供
電力の臨時供給 (発災～発災後1日目)	国緊急災害対策本部に重要施設への電力の臨時供給を要請
電力の臨時供給 (発災～発災後2日目以降)	国緊急災害対策本部に要請した電力の臨時供給
	重要施設への電力の臨時供給状況の確認

区分	行動項目
ガスの臨時供給 (発災～発災後12時間)	重要施設へのガスの臨時供給のニーズ調査
	県内一般ガス導管事業者に重要施設へのガスの臨時供給を要請・供給
	緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集・提供
ガスの臨時供給 (発災～発災後1日目)	国緊急災害対策本部に重要施設へのガスの臨時供給を要請
ガスの臨時供給 (発災～発災後2日目以降)	国緊急災害対策本部に要請したガスの臨時供給
	重要施設へのガスの臨時供給状況の確認

¹⁶ 臨時供給（電力）について…平時は、送電線等を経由して電力供給をしているが、災害発生後は、断線等により送電線からの電力供給が停止した場合、一般送配電事業者は速やかに送電線等を復旧（系統の復旧を実施）し、電力供給を行うこととなる。送電線が復旧するまでの間、重要施設へ電源車を用いて臨時的な電力供給を行うことを「臨時供給」としている。

臨時供給（ガス）について…平時は、ガス導管を経由してガス供給をしているが、災害発生後は、ガス導管の損傷等によりガス供給が停止した場合、一般ガス導管事業者は速やかにガス導管等を復旧し、ガス供給を行うこととなる。ガス導管が復旧するまでの間、重要施設へ移動式ガス発生設備やポンプを用いた臨時的なガス供給を行うことを「臨時供給」としている。

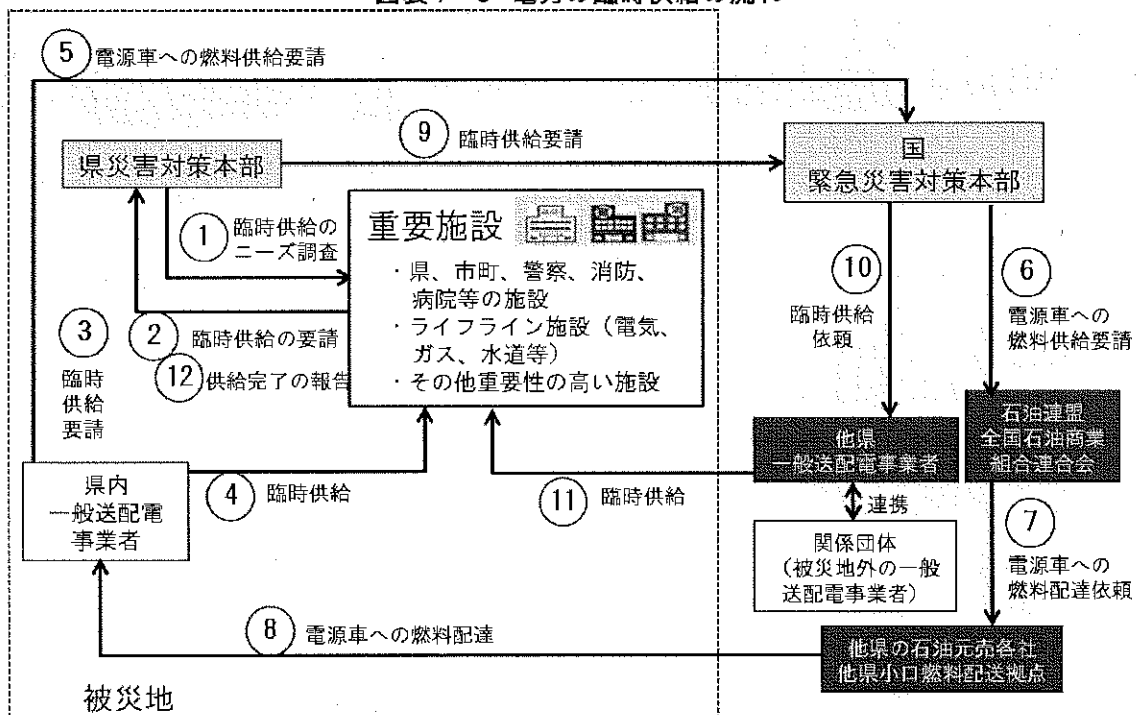
第3 概要（電力）

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

県は、重要施設に対し電力の臨時供給の必要性を照会し、収集した要請情報を基に、県内の一般送配電事業者に対し臨時供給を要請する。県内で対応できない場合は、国の緊急災害対策本部へ臨時供給の要請を行い、国は、県からの臨時供給の要請に対応するため、他県の一般送配電事業者に対し重要施設への臨時供給を要請する。

図表7-6 電力の臨時供給の流れ



(2) 電力の臨時供給の拠点

① 一般送配電事業者

日本の電気事業法に定められた電気事業者の類型の一つで、送電線、変電所等を維持・運用し、電気を供給することを主な事業とする事業者で、災害発生時には、電源車を重要施設に派遣し電力の臨時供給を行う。

本県を所管する事業者は、中部電力株式会社及び関西電力株式会社である。

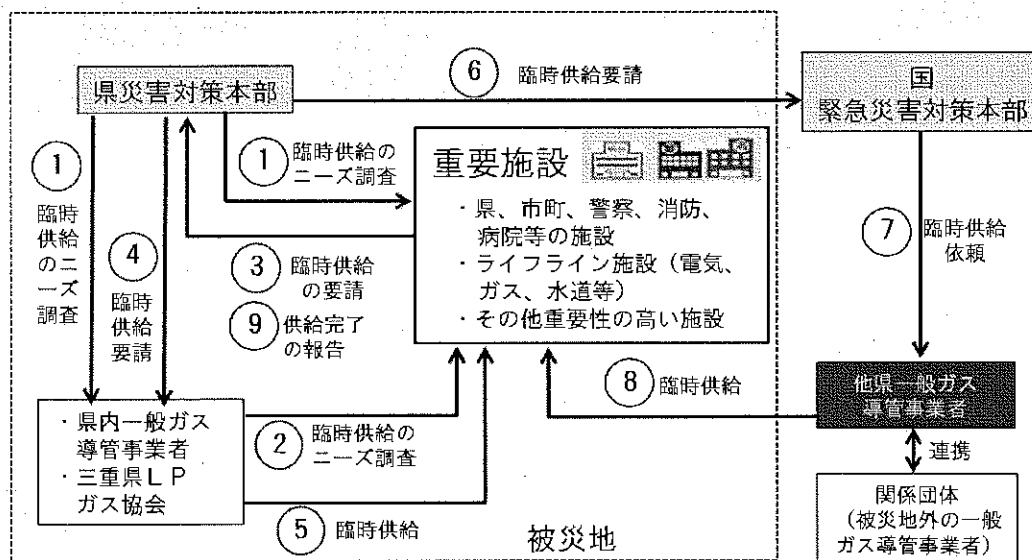
第4 概要（ガス）

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

県は、重要施設又は県内一般ガス導管事業者へガスの臨時供給の必要性を照会し、収集した要請情報を基に、県内の一般ガス導管事業者や一般社団法人三重県LPガス協会に対し臨時供給を要請する。県内で対応できない場合は、国緊急災害対策本部へ臨時供給の要請を行い、国は、県からの臨時供給の要請に対応するため、他県の一般ガス導管事業者に対し重要施設への臨時供給を要請する。

図表 7-7 ガスの供給体制



(2) ガスの臨時供給の拠点

① 一般ガス導管事業者

ガス製造事業者から導管やローリー車等により、ガス供給を行う事業者で、供給区域内で、導管等を維持・運用し、ガスを供給することを主な事業とする。災害発生時には、移動式ガス発生設備を重要施設に派遣しガスの臨時供給を行う。

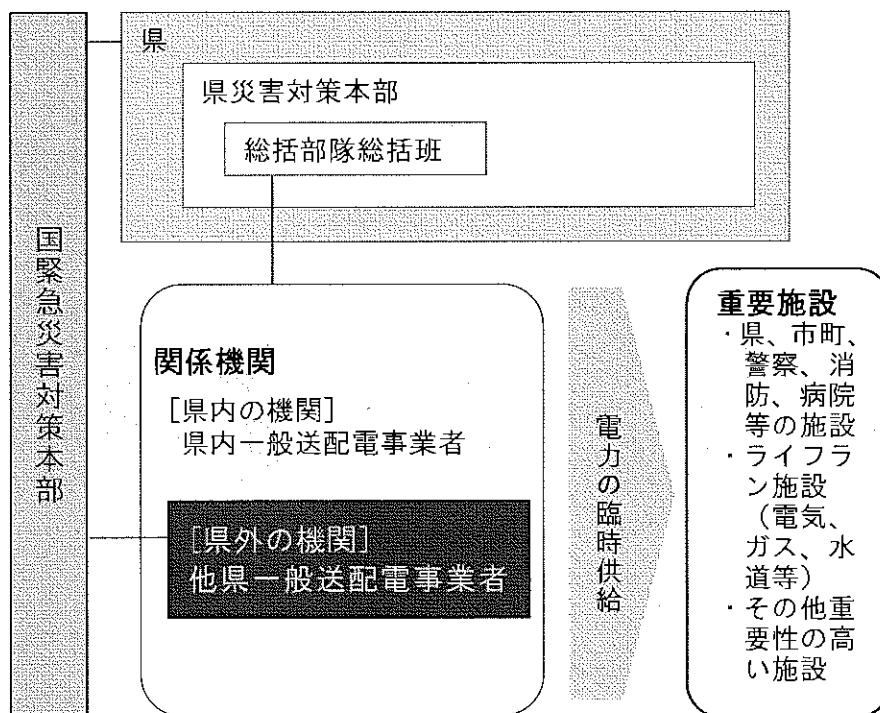
本県を所管する事業者は、東邦ガス株式会社及び上野都市ガス株式会社、名張近鉄ガス株式会社である。

② 一般社団法人 三重県LPガス協会

LPガスが入った容器を、配送車により運搬を行い、ガスを供給することを主な事業とする。

第8節 関係機関の役割（電力の臨時供給）

図表7-8 電力の臨時供給に関する関係機関の体制



第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画／関係機関の役割（電力の臨時供給）

第1 指揮又は調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス供給担当)	<ul style="list-style-type: none"> 重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 県内一般送配電事業者や国の緊急災害対策本部に対する臨時供給の要請

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な電力供給の調整

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請

第2 電力の臨時供給を行う機関

1 県内の関係機関

関係機関	主な役割
一般送配電事業者	<ul style="list-style-type: none"> 重要施設への臨時供給 電源車への燃料供給の要請

第9節 電力の臨時供給

第1 平時の事前準備

県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる指定した重要施設のリストを関係省庁（内閣府・経済産業省等）、県内一般送配電事業者と共有する。

第2 災害発生時の対応（県内での対応）

1 電力の臨時供給のニーズ調査

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、発災後、重要施設のリストに掲載されている施設について、電力の臨時供給のニーズ調査をする。

2 県内一般送配電事業者への要請と臨時供給

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、ニーズ調査に基づき、臨時供給を行うべき施設の優先順位をつけ、当該優先順位に基づく重要施設への電力の臨時供給を、県内一般送配電事業者に対し要請する。

3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、県内一般送配電事業者へ情報提供する。

第3 災害発生時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県内一般送配電事業者との間で、優先すべき重要施設への電力の臨時供給が困難な場合には、国緊急災害対策本部に臨時供給を要請する。

2 臨時供給の受入れ対応

国緊急災害対策本部は、他県一般送配電事業者に臨時供給を要請する。
重要施設の施設管理者は、要請した臨時供給の実施完了後、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）へ供給完了を報告する。

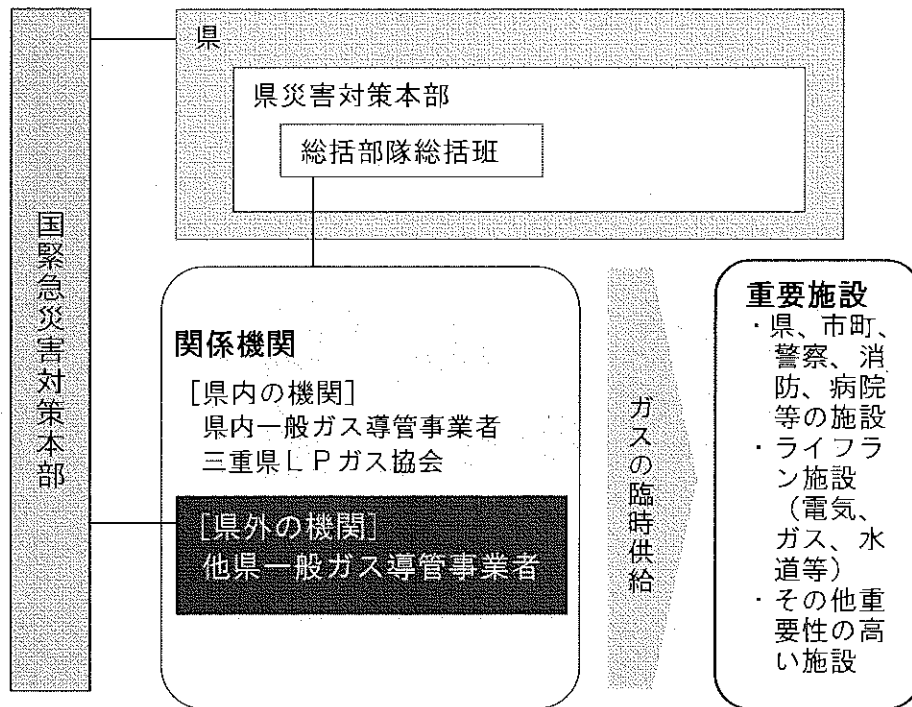
3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、他県一般送配電事業者へ情報提供する。

第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画／関係機関の役割（ガスの臨時供給）

第10節 関係機関の役割（ガスの臨時供給）

図表7-9 ガスの臨時供給に関する関係機関の体制



第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画／関係機関の役割（ガスの臨時供給）

第1 指揮・調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 （燃料・電力・ガス供給担当）	<ul style="list-style-type: none"> ・重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 ・県内一般ガス導管事業者や緊急災害対策本部への臨時供給の要請

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な臨時供給の調整

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請

第2 ガスの臨時供給を行う機関

1 県内の関係機関

関係機関	主な役割
一般ガス導管事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・重要施設への臨時供給
三重県LPガス協会	<ul style="list-style-type: none"> ・重要施設への臨時供給

第11節 ガスの臨時供給

第1 平時の事前準備

県は、災害発生時にガスの臨時供給が必要となる指定した重要施設のリストを、関係省庁（内閣府・経済産業省等）、県内一般ガス導管事業者と共有する。

第2 災害発生時の対応（県内での対応）

1 ガスの臨時供給のニーズ調査

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、発災後、重要施設のリストに掲載されている施設について、直接又は県内一般ガス導管事業者等を通じて、ガスの臨時供給のニーズ調査をする。

2 県内一般ガス導管事業者等への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、ニーズ調査に基づき、臨時供給を行うべき施設の優先順位をつけ、当該優先順位に基づく重要施設へのガスの臨時供給を、県内一般ガス導管事業者や一般社団法人三重県LPガス協会に対し要請する。

3 緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルート上の被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、県内一般ガス導管事業者や一般社団法人三重県LPガス協会へ情報提供する。

第3 災害発生時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、一般ガス導管事業者等との間で、優先すべき重要施設へのガスの臨時供給が困難な場合には、国緊急災害対策本部に臨時供給を要請する。

2 臨時供給の受入れ対応

国の緊急災害対策本部は、他県一般ガス導管事業者に臨時供給を要請する。
重要施設の施設管理者は、要請した臨時供給の実施完了後、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）へ供給完了を報告する。

3 緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルート上の被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、他県一般ガス導管事業者へ情報提供する。

【熊本地震における事例】

関係機関との連携と担当部署の設置が重要

熊本地震発生前の総合防災訓練に参加している機関や平時から業務上の関わりがある機関については、燃料調達について円滑に連携できたが、平時における業務上の関連が少ない機関とはうまく連携が取れなかった。また、発災時に燃料関係を調整する部署を設けていなかったことから、燃料関係の調整がスムーズに進まなかった。

このことから、燃料調達に関する担当部署を設置するとともに、当該担当による関係機関との平時における連絡調整を行うことが重要である。

(資料)「熊本地震に係る広域応援検証・評価について(最終報告書)」(平成29年5月：九州地方知事会)

重要施設へのガスの臨時供給の実施記録

熊本地震では、ガスの臨時供給は、病院23箇所、宿泊施設6箇所、老健施設4箇所、公衆浴場1箇所、小計34箇所に対して行われている。臨時供給期間としては、4月16日に開始され、4月29日まで実施された。施設により、設置・撤去期間は異なり、また、必要量に応じてボンベ交換等も行われている。

(資料)「平成28年熊本地震を踏まえた都市ガス供給の地震対策検討報告書(参考資料)」
(平成29年3月：産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会)

第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画／ガスの臨時供給

第8章

ボランティアの受入れ に関する計画

目 次

第8章 ボランティアの受入れに関する計画	163
第1節 要旨	163
第1 目的	163
第2 計画に基づく活動期間	164
第3 概要	165
第2節 関係機関の役割	170
第1 ボランティアの受入れ・調整等を行う機関	171
第2 災害支援活動の支援を行う主な関係機関	172
第3 災害支援活動を行う者	172
第3節 ボランティアの受入れ	173
第1 初動	173
第2 受入れ調整	173
第3 支援活動及び調整	174

第8章 ボランティアの受入れに関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、被災者は多くの困難に直面し様々な課題が発生する。

このため、行政では対応しきれない被災者の多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、多分野のボランティア¹⁷が、日頃の専門的知識やノウハウを生かした支援活動を行う必要がある。

このような想定の下、みえ災害ボランティア支援センター（以下、「支援センター」という。）幹事団体¹⁸は、協働で支援センターの設置・運営を行うとともに、災害支援活動を行う団体（災害ボランティア団体、多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業、行政等）と情報共有、連絡調整を行うための連携の場（三重県域協働プラットフォーム）を構築し対応する。

この「ボランティアの受入れに関する計画」は、被災地及び被災者の速やかな復旧と、抜け・漏れ・落ちのない支援につなげることを目的とし、関係機関の連携体制や適切な情報発信についてあらかじめ整理するなど、ボランティアの受入れと支援活動等について定める。

¹⁷ ボランティア：ボランティアは、共感にもとづいて活動するもので、災害ボランティアセンターに駆けつける個人・グループだけでなく、経験や専門性を生かした組織的な活動を含む。

¹⁸ みえ災害ボランティア支援センター幹事団体
災害に強いまちづくりを行うことを目的として「災害ボランティア活動の支援に関する協定」を締結している以下の7団体

- ・ 特定非営利活動法人みえ防災市民会議
- ・ 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター
- ・ 三重県ボランティア連絡協議会
- ・ 公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会
- ・ 日本赤十字社三重県支部
- ・ 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- ・ 三重県（防災企画・地域支援課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課）

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、災害発生直後から支援センターが閉鎖されるまでとする。

なお、南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、災害規模や現地の状況によって変動するが、東日本大震災と同様に数年の活動期間となることが想定される。

【支援センターの設置基準】

- (1) 災害が発生し、県内に現地災害ボランティアセンター（以下、「現地センター」という。）が設置された場合又は常設の現地センターが災害時体制へ移行した場合
- (2) 県内に震度6弱以上¹⁹の地震が発生した場合
- (3) 幹事団体が開催する臨時会で設置決議があった場合

【支援センターの閉鎖基準】

幹事団体は、下記の基準に基づき、閉鎖の時期を検討する。

また、可能な限り、現地センターの責任者の意向を事前に確認することとする。

- (1) 県内の現地センターがすべて閉鎖し、常設のセンターが平常時体制へ移行するとき
- (2) 復旧活動において、支援センターの役割が概ね終了したと幹事団体が判断したとき
- (3) 復興活動を引き継ぐ組織が立ち上がったとき

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後2日目)	支援センターの設置（自動設置）
	被害状況等の情報収集と情報共有
	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有
	現地センター設置状況の情報収集
	支援センター臨時会の開催、体制整備
受入れ調整 (発災～発災後3日目)	現地センター立ち上げにかかる支援 (必要に応じて被災地及び現地センターに支援要員を派遣)
	現地センターの運営にかかる後方支援（県内外への情報発信等）
支援活動及び調整 (発災後3日目以降)	三重県域協働プラットフォームの構築
	現地協働プラットフォームの構築支援
	県災害対策本部関係部隊等との連携・調整（被災者の課題等）

※区分中の括弧内は、想定される最短の期日を示しているが、現地の状況等によっては大きく変動する場合がある。

¹⁹広域受援計画において、国のプッシュ型支援等が開始される判断基準は震度6強以上の地震の発生で適用となっているが、支援センターの設置は、震度6弱以上を基準としている。本計画では、南海トラフ地震などの大規模災害時を想定しているため、支援センターは災害発生とともに自動設置となる。

第3 概要

1 ボランティア受入れの活動内容

ボランティア受入れは、発災後、初動、受入れ調整を経て、支援活動及び調整の実施が始まる頃（一般的に「応急期」と呼ばれる頃）から本格化し、その活動内容は、現地の状況によって変動する。主に支援活動及び調整について、応急期（実施当初）及び応急期以降、現地の状況に対応し、展開する活動内容は以下のとおり。

（1）応急期（実施当初）

大規模災害発生時では、支援センターは県域の後方支援拠点として、ボランティアな「ひと（ボランティア人材）」・「もの（活動資機材）」・「金（活動支援金・助成金）」・「情報（知恵・ノウハウ・法令等制度支援）」の受け皿になる。

応急期（実施当初）においては、外部から駆けつける中間支援²⁰型支援者やプログラム提供型支援者、資金助成・資機材提供型支援者とともに三重県域協働プラットフォームを構築し、現地センターの立ち上げ支援やプログラム提供型支援者のマッチングを行う活動が中心となる。（図表8-2）

県被災者支援部隊ボランティア班は、支援センターに参画し、県災害対策本部と様々な活動状況を共有する。

（2）応急期以降

応急期以降になると、被災者の多様なニーズが表面化し、また支援する側の態勢も整い始めるため、よりきめ細かな対応が可能となる。このため、この時期には、市町災害対策本部、現地センターは、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらをつなぐ地域の間援型支援者等と協働で、被災地により近い場所に現地協働プラットフォームを構築し、ボランティアのマッチングなどの活動を行う。

支援センターは、中間支援型支援者や資金助成・資機材提供型支援者とともに、現地協働プラットフォームを構築するための支援を行う。（図表8-3）

県被災者支援部隊ボランティア班は、支援センターに参画し、県災害対策本部と様々な活動状況を共有する。

2 活動拠点

（1）支援センター

原則として、以下の場所に設置する。

三重県津市羽所町700番地 アスト津3階 みえ県民交流センター内

（2）現地センター

被害状況に応じて設置場所を決定する。

²⁰中間支援：被災地等で直接ボランティア活動をするのではなく、個人や団体のネットワークづくりや課題解決の支援などの間接的な活動のこと。

3 ボランティアの種類と活動内容

被災地において、ボランティアが行う支援活動には、主に以下のようなものがある。
被災者の個々のニーズに合わせ、必要とされる支援の内容は多岐にわたる。
災害ボランティアによる活動は、被災者の個々のニーズに合わせ、その支援活動が実施される。

図表 8-1 ボランティアの種類と活動内容の例

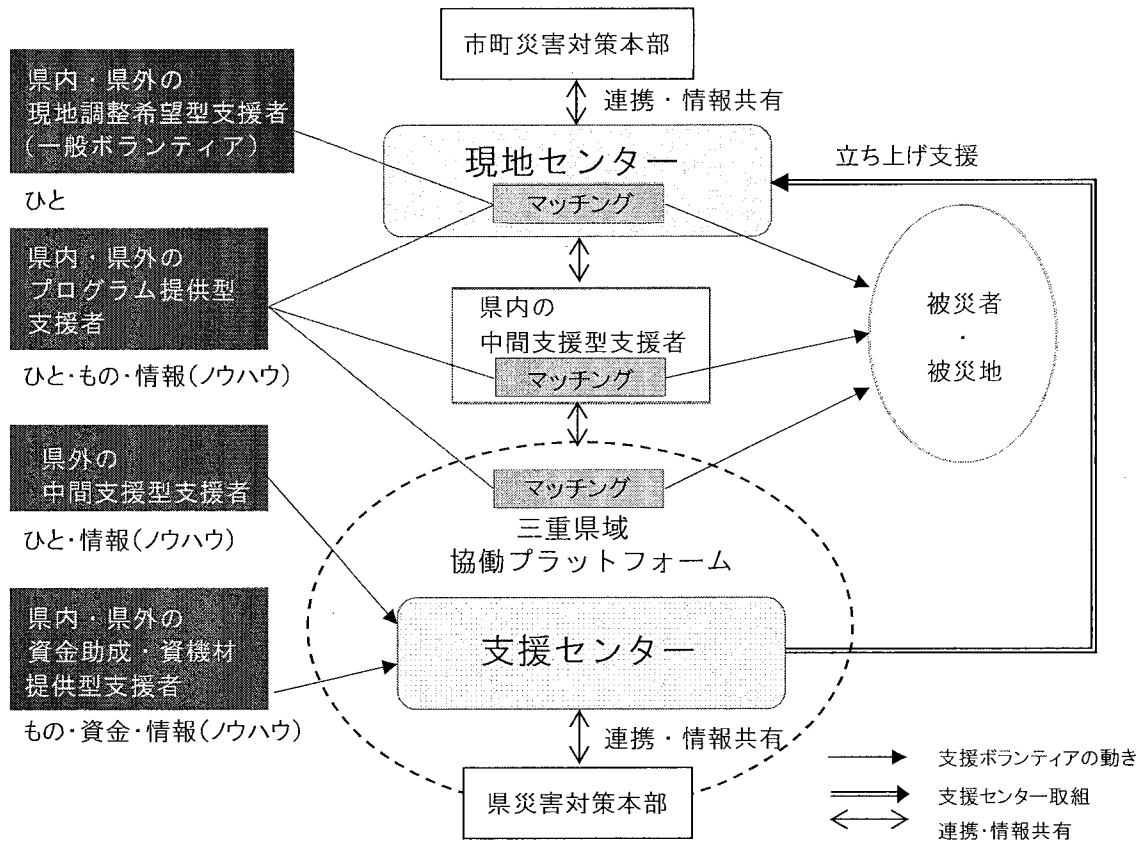
	ボランティアの種類	主な活動場所	活動内容の例
災害支援活動を行う者	県内・県外の現地調整希望型支援者 ・現地センターで活動コーディネート希望して駆けつける個人やボランティアバス等で集まったグループ（いわゆる「一般ボランティア」）	現地	・瓦礫撤去、家屋の清掃 ・物資の配布、輸送 など
	県内・県外のプログラム提供型支援者 ・提供できる支援メニューを持って駆けつける個人や団体、企業等	現地	・炊き出し、食事の提供 ・避難所（在宅避難者を含む）の生活環境の改善 ・外国人等の支援 ・高齢者や障がい者等の要配慮者支援 ・子どもや子育て世代への支援 ・医療 ・産業復興や祭り、まちづくり支援 ・職業上持っている知識・スキルや経験を生かした活動 など
災害支援活動を支援する機関	県内の中間支援型支援者		
	地域の中間支援型支援者 ・分野を問わず地域で中間支援を行っている団体	現地	・ボランティアセンター運営 ・団体間のコーディネート など
	県域の中間支援型支援者 ・各分野で中間支援を行っており、災害ボランティアでも専門の分野の中間支援を担う団体（1分野1組織とは限らない。また、災害発生後に組織化されることもある。）	三重県域協働プラットフォーム	・外国人等の支援・調整 ・高齢者や障がい者等の要配慮者支援・調整 ・子どもや子育て世代への支援・調整 ・医療分野の支援・調整 など

第8章 ボランティアの受入れに関する計画／要旨

災害支援活動を支援する機関	ボランティアの種類	主な活動場所	活動内容の例
	<p>県外の間接支援型支援者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地センターの設置運営支援や各種プログラム提供型支援者の調整を行う団体 	<p>三重県域協働プラットフォーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア派遣、ボランティアセンター運営支援 ・団体間のコーディネート <p>など</p>
<p>県内・県外の資金助成・資機材提供型支援者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金助成団体や、個人からの寄付、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供する企業等 	<p>三重県域協働プラットフォーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資金助成 ・資機材の提供 <p>など</p>	

図表 8-2 大規模災害発生時における三重県でのボランティア受入れの概略図
(応急期(実施当初))

<応急期(実施当初)>



【現地センターの機能】

- ・現地センターは、大量のボランティアと被災者ニーズ・困りごとをマッチングする拠点である。
- ・現地調整希望型支援者(一般ボランティア)は、現地センターに駆けつけ、ニーズとのマッチングを受けて活動する。
- ・プログラム提供型支援者は、直接、現地センターに駆けつけることが多いが、中間支援型支援者のマッチングを受けて活動することもある

【支援センターの機能】

- ・支援センターは、県内外への情報発信や関係機関との連携・調整など、現地センターを県域で後方支援する。
- ・災害支援活動を行う団体間の情報共有・連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームを構築する。

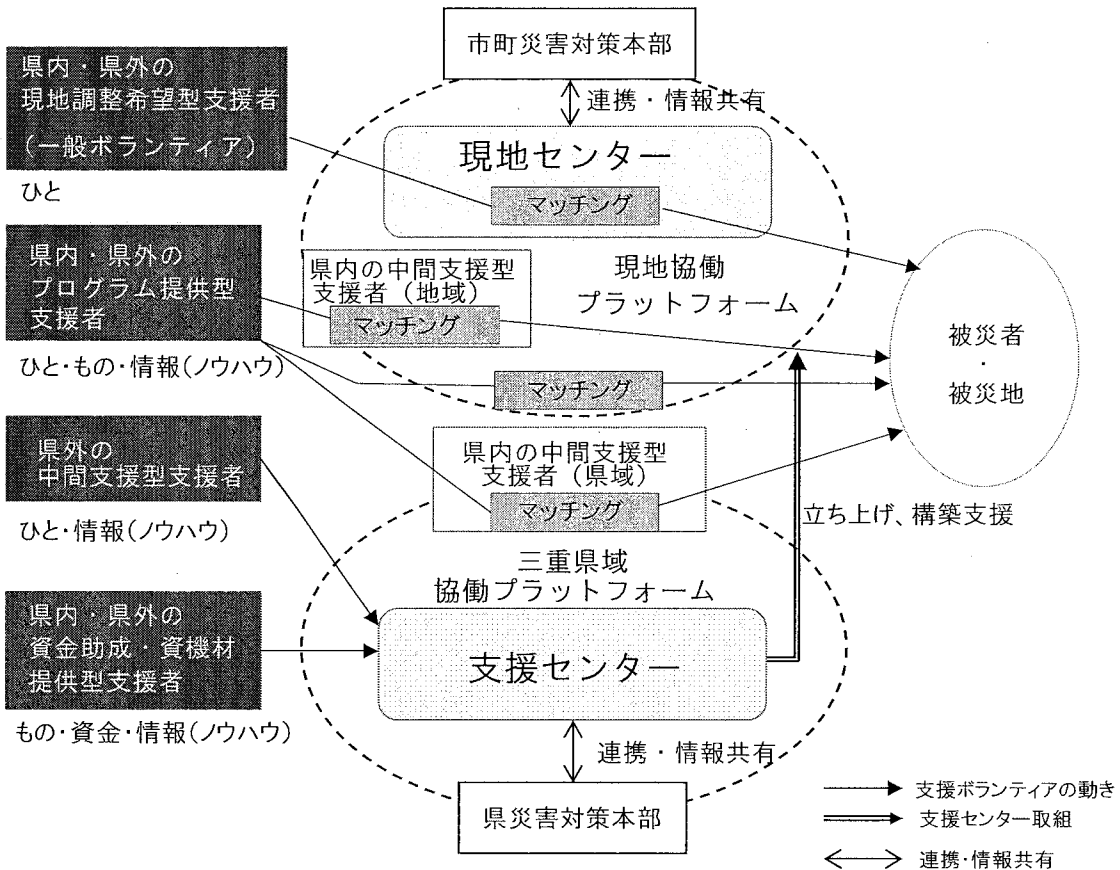
【三重県域協働プラットフォームの機能】

- ・三重県域協働プラットフォームは、支援センター幹事団体のほか、必要に応じて、県域の中間支援型支援者、県外の中間支援型支援者²¹、資金助成・資機材提供型支援者など様々な関係者が参加し、各団体の情報共有、連絡調整の役割を担う。また、応急期には、一部のマッチング機能も担う。

²¹ 県外の中間支援型支援者は、協定によらず自らの判断で支援センターにおいて情報収集を行い、必要に応じて活動する。

図表 8-3 大規模災害発生時における三重県でのボランティア受入れの概略図
 (応急期以降)

〈応急期以降〉



【現地協働プラットフォームの機能】

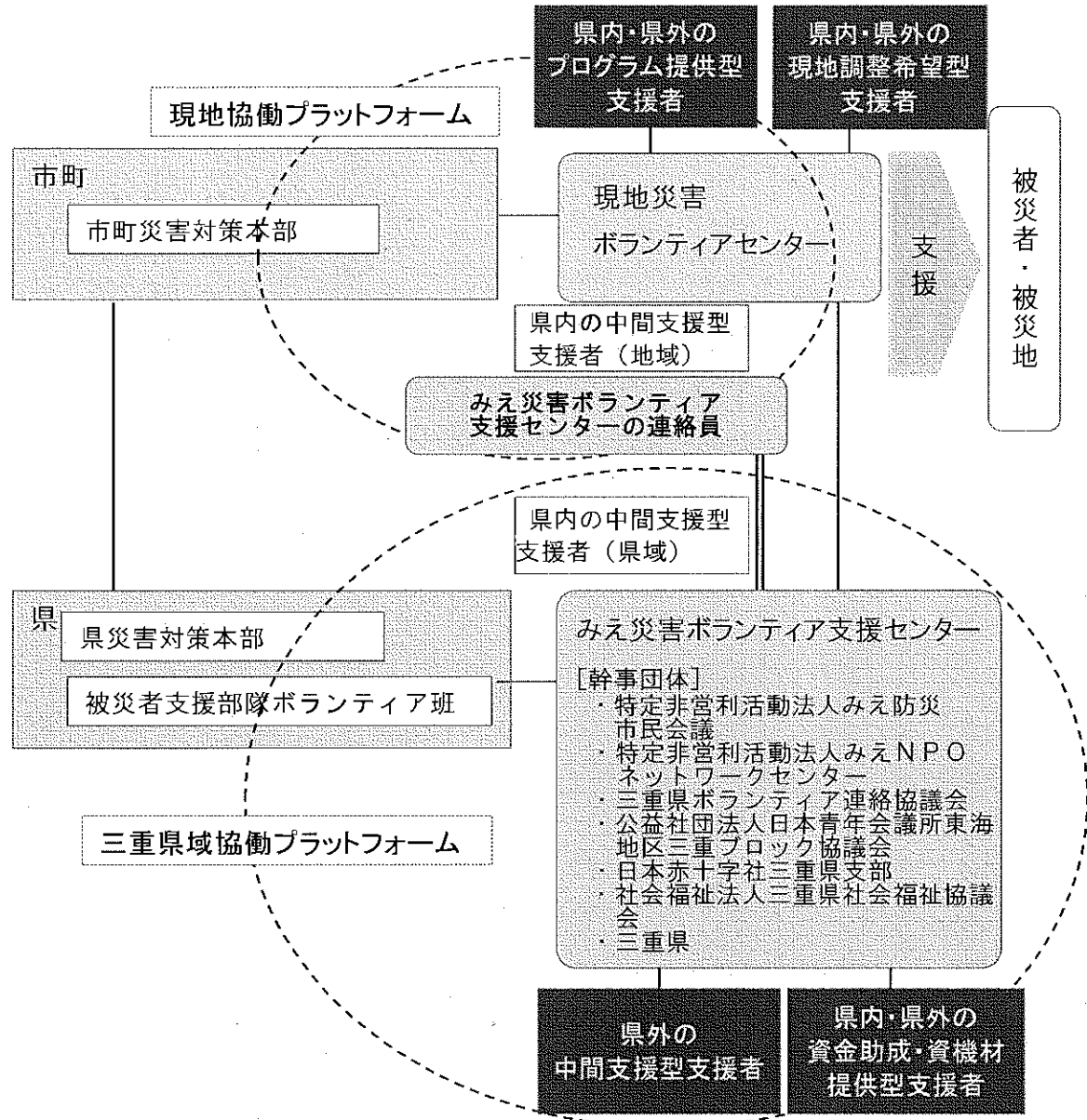
・現地協働プラットフォームは、多様なニーズが表面化し、また支援する側の態勢も整ってくる時期に、被災地により近い場所に構築され、市町災害対策本部、現地センター、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらをつなぐ地域の中間支援型支援者等の情報共有・連絡調整の場として運営される。市町単位や複数市町にまたがって構築される。

【三重県域協働プラットフォームの機能】

・三重県域協働プラットフォームは、応急期以降には、現地協働プラットフォームにおいて対応困難な課題等についての支援のための調整を担う。

第2節 関係機関の役割

図表8-4 ボランティアの受入れにおける県・市町の体制



第1 ボランティアの受入れ・調整等を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部被災者支援部隊ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等に関する情報収集と支援センターとの情報共有 ・三重県域協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題ごとの県災害対策本部関係部隊との情報共有・連携 ・「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用した、災害支援団体への支援
みえ災害ボランティア支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外への情報発信や関係機関との連携・調整など、現地センターを県域で後方支援 ・災害支援活動を行う団体間の情報共有・連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームの構築 ・県災害対策本部との情報共有・連携

2 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・現地センター設置・運営のための関係機関との連携・協働 ・現地協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題への対応
現地災害ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地におけるボランティアニーズの把握 ・地域内外からのボランティア（主に個人ボランティアやボランティアバス等のグループ）の受入れ ・被災者のニーズに沿った支援活動を行うための、災害ボランティアへの支援 ・現地協働プラットフォームなどを通じたプログラム提供型支援者との連携 ・市町災害対策本部との情報共有・連携

第2 災害支援活動の支援を行う主な関係機関

関係機関	主な役割
県内の中間支援型支援者	
地域の中間支援型支援者	・分野を問わず地域で中間支援を行っており、地元のNPO・ボランティア団体をつなぐ (例：市民活動センターなど)
県域の中間支援型支援者	・子育てや障がい、外国人等日頃から各分野で中間支援を行っており、災害時においてもその分野の中間支援 (例：三重県国際交流財団など)
県外の中間支援型支援者	・現地センターの設置運営支援や、各種プログラム提供型のボランティアの調整 (例：全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOD)、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 (支援P) など)
県内・県外の資金助成・資機材提供型の支援者	・資金の助成や、個人からの寄附、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供

第3 災害支援活動を行う者

関係機関	主な役割
県内・県外の現地調整希望型支援者 (一般ボランティア)	・瓦礫撤去や家屋の清掃など、現地センターで、被災者のニーズに合わせた活動コーディネートを受けて活動
県内・県外のプログラム提供型支援者	・炊き出しや食事の提供、外国人や高齢者等の要配慮者への支援、職業上持っている知識・スキルや経験を生かした活動など、提供できる様々な支援メニューを持って、被災者の多様なニーズに合わせた支援活動

第3節 ボランティアの受入れ

第1 初動

1 支援センターの設置（自動設置）

大規模災害発生時、支援センターは、支援センターの設置基準に基づき自動設置される。

県被災者支援部隊ボランティア班は、支援センターに参画し、初動以降、受入れ調整、支援活動及び調整のあらゆる局面で意思決定に関わる。

2 被害状況等の情報収集と情報共有

支援センターは、発災後速やかに被害状況等の情報収集と情報共有を行う。

県被災者支援部隊ボランティア班は、県災害対策本部内で支援センターの設置や被害状況等を共有する。

3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県被災者支援部隊ボランティア班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、市町ボランティア担当課、関係団体等と共有する。

4 現地センター設置状況の情報収集

市町災害対策本部、市町社会福祉協議会は、関係機関と連携・協働し、市町の被害状況に応じて現地センターや「サテライト」（ボランティアの活動拠点）を設置し、支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受入れる。支援センターは、現地センターの設置状況にかかる情報を収集する。

5 支援センター臨時会の開催、体制整備

支援センターは、臨時会を開催し、支援センター長の選任、活動内容・活動期間の検討、事務局体制の決定等、支援センターの体制を整備し、活動を開始する。

県被災者支援部隊ボランティア班は、支援センターの臨時会に出席し意思決定に関わる。

第2 受入れ調整

1 現地センター立ち上げにかかる支援

支援センターは、現地センターの設置状況を把握し、必要に応じて、県外の中間支援型支援者と協働で、支援センターから、現地センターへ支援要員を派遣し、現地センターの立ち上げにかかる支援を行う。

県被災者支援部隊ボランティア班は、県災害対策本部内で現地センターの設置状況を共有する。

第3 支援活動及び調整

1 現地センターの運営にかかる後方支援

現地センターは、被災地における多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供などの必要な支援を行う。

支援センターは、現地センターの活動状況や現地ニーズを把握し、県内外へ情報発信することで、ボランティア活動への参加促進や、ボランティア受入れの過不足等の地域差の解消につなげる。

また、市町や市町社会福祉協議会、NPO等の関係機関との連絡・調整や、センター間の広域的なコーディネートをを行うことにより、現地センターの活動を支援する。

2 高い専門性を持つプログラム提供型支援者への支援

支援センターは、現地センターでは対応しきれない様々な課題を持つ被災者と、子育て、障がい者や外国人の支援等、それぞれ高い専門性や支援のノウハウを持つボランティア・NPOとが速やかにマッチングできるよう、情報提供や連絡・調整を行う。

3 三重県域協働プラットフォームの構築

支援センターは、災害支援活動を行う様々な団体（災害ボランティア団体、多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業、県災害対策本部関係部隊等）と情報共有、連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームを構築し、関係団体が相互に連携することで、より効果的・効率的な支援活動を実現する。

4 現地協働プラットフォームの構築支援・情報共有

支援センターは、現地協働プラットフォームが構築できるよう支援する。

市町災害対策本部、現地センターは、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらをつなぐ地域の中間支援型支援者等と協働で、支援センターの支援を受けながら、被災地により近い場所に現地協働プラットフォームを構築し、情報共有、連絡調整を行う。

支援センターは、現地協働プラットフォームへ連絡員（リエゾン）を派遣し、情報共有を行う。

5 県災害対策本部関係部隊等との連携・調整

県被災者支援部隊ボランティア班は、三重県域協働プラットフォームや現地協働プラットフォームなどを通じて得られた被災者の課題について、県災害対策本部関係部隊や課題解決のために必要な関係機関と連携、調整を行う。

市町災害対策本部は、現地協働プラットフォームなどを通じて支援団体との連携、調整を行うとともに、県被災者支援部隊ボランティア班と情報共有する。

6 災害支援団体が行う活動の支援

県被災者支援部隊ボランティア班は、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用し、災害支援団体が行う活動を支援する。

【平成28年熊本地震における事例】

①NPO間の連携会議

4月19日以降、毎日19時に熊本県庁にてNPO等の情報共有会議「熊本地震・支援団体火の国会議」が始まり、被災地域や避難所の情報共有だけでなく、NPO等が相互に補完するための調整を行うと同時に、新たに熊本入りしたボランティア活動を行う団体に対して情報入手の場としての機能を発揮した。

1. 支援団体の活動を12の分野に区分し、分野毎に活動団体同士の連携を図り、避難所間の格差を解消
2. NPO等による災害ボランティアセンター運営支援の地域割りを決定
3. 参加NPO等が熊本県内の避難所のアセスメントを実施し、行政機関へ報告

②行政機関との連携会議

NPO間の連携体制は整ったものの、行政機関との連携の充実を図るため、熊本県、熊本県社会福祉協議会、NPOの3者からなる連携会議を4月25日より2回／週の頻度で開催した。また、政令市である熊本市も同様な会議体が必要と捉え、5月13日より熊本市、熊本市社会福祉協議会、NPOの3者からなる連携会議も県と同様に開催し、行政の対処方針をNPOへ提供し、NPOから得られた避難所での課題もスピーディに行政へ伝える機能が確立できた。

(資料) 内閣府防災情報のページ「特集 平成28年熊本地震におけるNPO等の活動について」
http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h28/85/special_01.html

第8章 ボランティアの受入れに関する計画／ボランティアの受入れ

第9章

自治体応援職員の 受入れに関する計画

目 次

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画	179
第1節 要旨	179
第1 目的	179
第2 計画に基づく活動期間	179
第3 概要	180
第2節 関係機関の役割	183
第1 自治体応援職員を受入れる機関	184
第2 自治体応援職員の派遣調整を行う機関	184
第3 自治体応援職員の派遣を行う機関	184
第3節 一般事務職員の受入れ	185
第1 初動	185
第2 受入れ調整	185
第3 支援活動及び調整	186
第4節 専門職種職員の受入れ	187
第1 初動	187
第2 受入れ調整	187
第3 支援活動及び調整	188
第4 主な専門職種職員の受入れ	188
第5節 自治体応援職員の受援状況の進行管理	190
第1 受援状況の進行管理	190
第6節 市町における自治体応援職員の受入れ	190
第1 平時の取組	190
第2 災害発生時の活動	190
第7節 自治体応援職員の業務内容	192
第1 県の業務	193
第2 市町の業務	199

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、災害対策本部活動のほか、物資支援関係業務、被災証明業務など膨大な災害対応業務が発生し、県及び市町の既存の人的資源のみで対応することは極めて困難な状況に陥ることが想定される。

このような想定の下、他の自治体は、要請に基づき数多くの自治体応援職員を派遣することとしている。

この「自治体応援職員の受入れに関する計画」は、県及び市町が、自治体応援職員を円滑に受入れるとともに、最大限有効に活用し、被災者支援を実施することを目的として、自治体応援職員の受入れと支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、災害発生直後から災害規模により変動する。

なお、南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、東日本大震災時と同程度の期間を要することが想定される。東日本大震災時において、短期派遣職員については自治体応援職員数のピークは災害発生から1～2か月程度であり、中長期派遣職員については現在も派遣が継続されていることから数年の活動期間となることが想定される。

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後1日目)	人的支援ニーズの把握
	全国知事会、関係省庁、関係団体等への応援要請
	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集
受入れ調整 (発災～発災後3日目)	対口支援団体の決定
	自治体応援職員の配置調整
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目を以降)	自治体応援職員の活動支援
	受援調整会議の開催等による自治体応援職員の受援状況の進行管理

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

県内には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック知事会幹事都道府県、被災都道府県等）が設置され、発災した日の翌々日までに、被害の状況等を考慮しつつ、県内市町ごとに対口支援団体が決定される。対口支援団体は、連絡要員を被災市町に派遣し、被災市町のニーズを詳細に把握しながら、自治体応援職員の派遣を実施する。

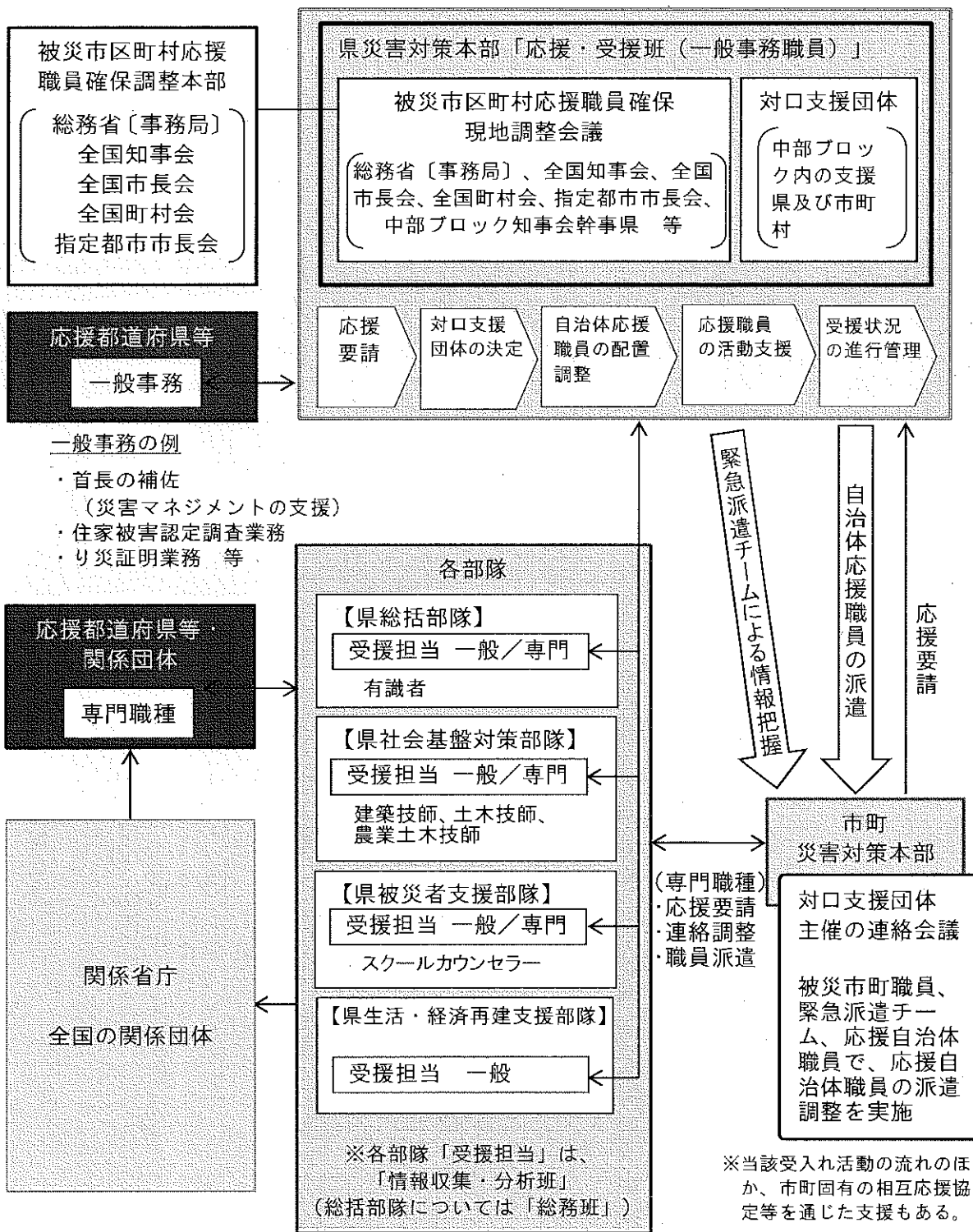
被災建築物応急危険度判定士やスクールカウンセラー等の専門職種職員については、関係省庁や関係団体を通じて派遣調整が実施される。

県及び市町は、これらの自治体応援職員を円滑に受入れるための体制を構築する。

なお、県災害対策本部においては、一般事務職員を「応援・受援班（一般事務職員）」を通じて、専門職種職員を各部隊情報収集・分析班（総括部隊については総務班）を通じて受入れる。

2 自治体応援職員の受入れ活動の流れ

図表9-1 自治体応援職員の受入れ活動の流れ



「被災市区町村応援職員確保システム」（総務省）について

熊本地震における課題を受けて、総務省が設置した「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」は、平成29年6月、報告書を取りまとめ総務省に提言を行った。

この報告書をふまえ、総務省は、被災市区町村を支援する仕組みとして「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」を定めた。

【被災市区町村応援職員確保システムの概要】

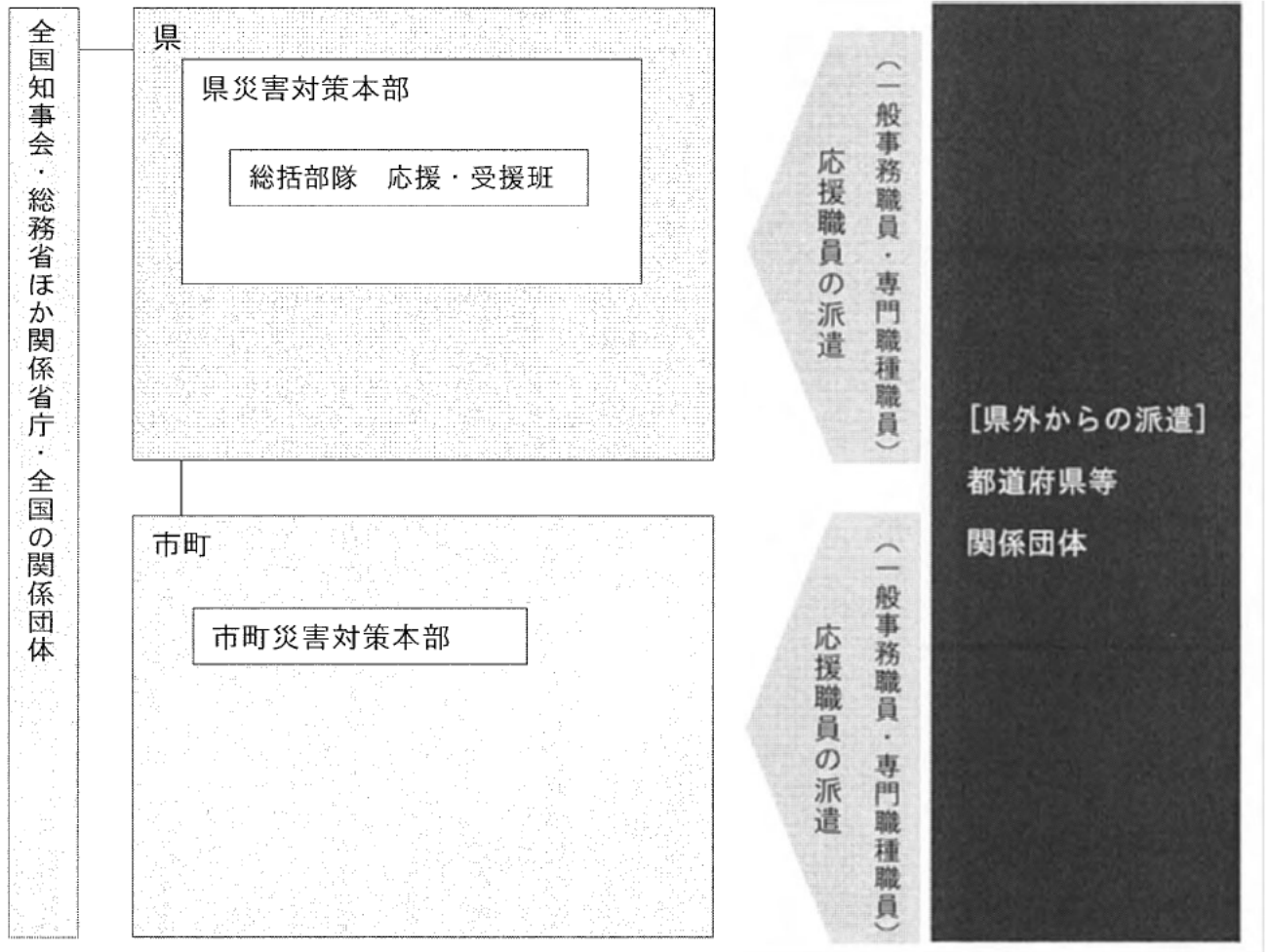
当該システムが導入された場合、国においては「被災市区町村応援職員確保調整本部」が設置され、被災都道府県には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック知事会幹事都道府県、被災都道府県等）が設置され、その中で、被災市区町村ごとに一対一で支援を行う「対口支援団体」の決定について調整が行われることとなっている。

（ポイント）

- ・一般事務職の応援職員の派遣を対象とするシステムである。
- ・対口支援団体は、発災した翌々日までに決定。
- ・対口支援団体は、被災地域ブロックの都道府県を中心とするが個別相互応援協定を締結している都道府県からも選定し決定。
- ・被災市町村に対する支援は、対口支援団体である都道府県が区域内の市町村とともに一体的な支援を行う。
- ・対口支援方式は、対口支援団体が個々の被災市町村を一対一で支援する。
- ・対口支援団体には、被災市町村長の災害マネジメントを総括的に支援する役割も期待する。
- ・対口支援団体による対応が困難な場合には、不足する職員について全国の地方公共団体による応援職員の派遣により補完的に対応する。

第2節 関係機関の役割

図表9-2 自治体応援職員の受入れにおける国・県・市町・関係団体の体制



第1 自治体応援職員を受入れる機関

関係機関	主な役割
県災害対策本部 【一般事務職員関係】 「応援・受援班（一般事務職員）」 【専門職種職員関係】 各部隊情報収集・分析班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内や被災市町からの人的支援ニーズの把握 ・ 全国知事会、関係省庁、関係団体への応援要請 ・ 緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 対口支援団体等にかかる調整 ・ 自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・ 自治体応援職員の受援状況の進行管理
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町災害対策本部内の受援担当（受援班等）の設置 ・ 庁内からの人的支援ニーズの把握、県への要請 ・ 自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・ 自治体応援職員の勤務管理 ・ 受援状況のとりまとめと報告

第2 自治体応援職員の派遣調整を行う機関

関係機関	主な役割
全国知事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体応援職員の派遣調整 ・ 「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」への参画 ・ 対口支援団体の決定にかかる調整
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災市区町村応援職員確保システムの適用の決定 ・ 被災市区町村応援職員確保システムの運用にかかる総合調整 ・ 「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」の運営（事務局） ・ 対口支援団体の決定にかかる調整
中部ブロック知事会 幹事県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体応援職員の派遣調整 ・ 「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」への参画 ・ 対口支援団体の決定にかかる調整

第3 自治体応援職員の派遣を行う機関

関係機関	主な役割
対口支援団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ カウンターパートとなった被災県・市町の人的支援ニーズ把握・情報共有 ・ 被災県・市町への自治体応援職員の派遣 ・ 被災市町における連絡会議の開催 ・ 対口支援団体による対応が困難な場合は、全国の地方公共団体による応援職員の派遣を要請

第3節 一般事務職員の受入れ

第1 初動

1 応援要請

(1) 人的支援ニーズの把握

「応援・受援班（一般事務職員）」は、一般事務職員について、被災市町及び庁内からの人的支援ニーズを把握する。

甚大な被害により被災市町の職員では人的支援ニーズの把握ができず、県に人的支援を要請できない場合、「応援・受援班（一般事務職員）」は、県緊急派遣チーム又は県地方災害対策部を通じて、人的支援ニーズを把握する。

(2) 全国知事会や総務省等への応援要請

「応援・受援班（一般事務職員）」は、把握した人的支援ニーズに対応するため、協定等に基づき全国知事会や総務省等に対し、一般事務職員にかかる応援要請を行う。

2 緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集

「応援・受援班（一般事務職員）」は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報を収集する。

第2 受入れ調整

1 対口支援団体等にかかる調整

「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成員：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、中部ブロック知事会幹事県²²等）が設置された後、「応援・受援班（一般事務職員）」は、被災市町の状況や要請情報を基に、対口支援団体の決定について、同会議の構成員とともに、中部ブロックにおける広域応援の協定である中部9県1市の「災害時等の応援に関する協定」の「被災県市と主たる応援県市の一覧表」を基本に調整する。

図表9-3 中部9県1市「災害時等の応援に関する協定」
「被災県市と主たる応援県市の一覧表」から抜粋
(太平洋側の複数県が被災した場合)

被災県市	主たる応援県順位
三重県	1 福井県
	2 滋賀県

²²総務省が事務局となって設定する「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」の構成員には、「被災地域ブロック知事会幹事都道府県」が参画することとなっている。しかし、実際の応援にあたっては、総務省ルールにおいて、対口支援団体は個別相互応援協定を締結している自治体からも選定可能としていることから、本県への応援は、中部ブロック知事会の枠組ではなく、平時から広域連携の取組を進めている中部9県1市の「災害時等の応援に関する協定」に基づき行うこととする。

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／一般事務職員の受入れ

対口支援団体は、一対一で支援を行うこととなった被災市町（カウンターパート）に対し、連絡要員を派遣し人的支援ニーズを把握し、自治体応援職員を派遣する。

また、対口支援団体は、被災市町において、被災市町職員、派遣されている被災県の連絡要員等を構成員とする連絡会議を開催し自治体応援職員の派遣調整を図る。

なお、被災市町の要請に対し、対口支援団体による対応が困難な場合、対口支援団体は、全国の地方公共団体による応援職員の派遣を求める。

2 自治体応援職員（一般事務職員）の配置調整

「応援・受援班（一般事務職員）」は、被災市町や各部（隊）からの要請と、他県等からの人的支援の申し出を基に配置調整を行う。

「応援・受援班（一般事務職員）」は、調整結果について、市町に対しては緊急派遣チーム等を通じて、各部隊に対しては受援調整会議の機会等を通じて共有する。

第3 支援活動及び調整

1 自治体応援職員（一般事務職員）の活動支援

「応援・受援班（一般事務職員）」は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、各部隊の受援担当と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。

第4節 専門職種職員の受入れ

第1 初動

1 応援要請

(1) 人的支援ニーズの把握と「応援・受援班（一般事務職員）」への報告

各部隊情報収集・分析班は、専門職種職員について、被災市町からの人的支援ニーズを把握し、「応援・受援班（一般事務職員）」へ報告する。

「応援・受援班（一般事務職員）」は、各部隊情報収集・分析班からの報告内容を集約する。

甚大な被害により被災市町の職員では人的支援ニーズの把握ができず、県に人的支援を要請できない場合、各部隊情報収集・分析班は、県緊急派遣チーム又は県地方災害対策部を通じて、人的支援ニーズを把握する。

(2) 関係省庁や関係団体等への応援要請

各部隊情報収集・分析班は、把握した人的支援ニーズに対応するため、協定等に基づき関係省庁や関係団体等に対し、専門職種職員にかかる応援要請を行う。

2 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集

各部隊情報収集・分析班は、県社会基盤対策部隊又は「応援・受援班（一般事務職員）」から緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報を収集する。

第2 受入れ調整

1 自治体応援職員（専門職種職員）の配置調整

各部隊情報収集・分析班は、被災市町からの要請と、他県等からの人的支援の申し出を基に配置調整を行う。

調整結果について、市町に対して緊急派遣チーム等を通じて共有する。

2 「応援・受援班（一般事務職員）」への受援状況の報告

各部隊情報収集・分析班は、「応援・受援班（一般事務職員）」が開催する受援調整会議に出席し、専門職種職員の受入れ数、活動場所、被災市町からの要請情報に対する過不足等の受援状況に関する情報を「応援・受援班（一般事務職員）」へ報告する。

第3 支援活動及び調整

1 自治体応援職員（専門職種職員）の活動支援

各部隊情報収集・分析班は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、「応援・受援班（一般事務職員）」と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。

第4 主な専門職種職員の受入れ

主な専門職種職員の受入れについては、以下のとおりである。

専門職種	業務	活動開始時期	活動期間	活動場所
被災建築物 応急危険 度判定 士	二次災害防止のための被災建築物の調査と判定	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内
被災宅地危険 度判定 士	二次災害防止のための被災宅地の調査と判定	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内
スクール カウンセ ラー	・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね2か月	学校

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／専門職種職員の受入れ

専門職種	業務	活動開始時期	活動期間	活動場所
災害廃棄物処理関係 （環境系技師 （環境化学、 化学、 薬剤師等）、 土木技師）	災害廃棄物処理 （広域処理調整、 仮置場分別指導、 補助金事務等）	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね2か月	県廃棄物対策局 （市町廃棄物部局）
	<p>被災市町 → 要請 → 県災害対策本部 (社会基盤対策部隊) → 要請 → 「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」で規定する応援県</p> <p>支援</p> <p>※「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」で規定する応援県が機能しない場合は、環境省本省や他の地方環境事務所と応援県の決定について調整</p>			
	被災地の廃棄物 処理支援（パッカー車の派遣等）	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね3か月	市町内各地（災害廃棄物のある所）
<p>被災市町 → 要請 → 県災害対策本部 (災害廃棄物対策本部) → 要請 → 県内非被災市町、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」で規定する応援県</p> <p>支援</p>				

第5節 自治体応援職員の受援状況の進行管理

第1 受援状況の進行管理

「応援・受援班（一般事務職員）」は、一般事務職員、専門職種職員の受入れ数、活動場所、被災市町からの要請情報に対する過不足等を把握し、自治体応援職員の配置調整、受援状況の進行管理等を行うため、必要に応じて各部隊情報収集・分析班を招集し、受援調整会議を開催する。

第6節 市町における自治体応援職員の受入れ

第1 平時の取組

1 自治体応援職員が従事する業務の事前整理

市町は、速やかな応援要請や適正な自治体応援職員の配置調整につなげるため、「第7節 自治体応援職員の業務内容」等を参考に、あらかじめ自治体応援職員が従事する業務内容を整理しておく。

2 市町災害対策本部内の受援担当（受援班等）の明確化

市町は、円滑に自治体応援職員の受入れを行うため、市町災害対策本部において、県や対口支援団体等との調整や受援状況のとりまとめ等を行う受援担当（受援班等）をあらかじめ明確にしておく。

第2 災害発生時の活動

1 人的支援ニーズの把握

受援担当（受援班等）は、あらかじめ整理した自治体応援職員が従事する業務内容をふまえ、庁内の人的支援ニーズを把握する。

2 応援要請

受援担当（受援班等）は、把握した人的支援ニーズをとりまとめ、県緊急派遣チーム又は県地方災害対策部を通じて、県災害対策本部に対し要請する。

特に、災害発生直後は、災害対策本部のマネジメントを支援できる人材の派遣要請の必要性について速やかに検討し、必要に応じて要請する。

3 受入れ準備

市町災害対策本部は、自治体応援職員の活動環境の確保（スペース、資機材等の準備）や、自治体応援職員に対する業務説明の準備を行う。

4 自治体応援職員の配置調整等

受援担当（受援班等）は、県災害対策本部から対口支援団体の決定について情報提供を受ける。

市町災害対策本部は、一般事務職員の自治体応援職員の詳細な配置については、直接、対口支援団体と調整する。また、専門職種職員の自治体応援職員の詳細な配置については、県災害対策本部関係部隊を通じて調整を行うことを基本とする。

市町災害対策本部は、自治体応援職員に対して、業務説明の実施や必要な資機材の提供を行う。

市町災害対策本部は、自治体応援職員の勤務管理（ローテーション計画、勤務表の作成・記録）を行う。

5 受援状況のとりまとめ等

受援担当（受援班等）は、自治体応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。

受援担当（受援班等）は、とりまとめた受援状況を、県緊急派遣チーム又は県地方災害対策部を通じて、県災害対策本部に対し報告する。

受援担当（受援班等）は、対口支援団体が自治体応援職員の派遣調整にかかる連絡会議を開催した場合は出席し、受援状況を報告する。

第7節 自治体応援職員の業務内容

自治体応援職員が従事する県及び市町の業務について、熊本地震時の実績等を基に、短期派遣業務と中長期派遣業務とに分けて、次のとおり整理する。

なお、県の業務については、業務ごとの受援担当部隊や担当課等を明記するとともに、市町の業務については、業務ごとの受援担当課の参考例を示す。

また、業務の内容によっては、過去に災害対応の経験を有する職員等が担うことが望ましい業務もあることから、「被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務」として、該当する業務に○印を付した。

図表9-4 自治体応援職員の業務内容

短期派遣業務	物資関係業務（物資仕分け）等が想定され、災害時特有の突発業務を“緊急支援”するもので、期間の目安は最長1か月程度。県では災害対策本部各部隊での受援を想定。
中長期派遣業務	社会基盤施設復旧業務（道路等の災害復旧）等が想定され、被災自治体の事務処理のため特別の必要があるときに、他の自治体から職員を派遣するもので、期間の目安は年度単位で1～2年とされる例が多い。当該期間を勘案すると災害対策本部が廃止されている可能性があることから、県では復興本部又は各部局での対応を想定。

第1 県の業務

1 短期派遣

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	活動 開始 時期 (目安)	被災経 験自治 体職員 等が担 うこと が望ま しい業 務	受援担当 部隊等
一般	一般	災害対策本部 関係業務	被害状況把握、関係機関 との連絡調整	2～3 日後	○	総括部隊応 援・受援班 (一般事務 職員)
			災害対策本部員会議等の 運営支援	2～3 日後	○	
			行政機能回復に向けた課 題解決の支援	2～3 日後	○	
			災害記録(写真、動画、 クロノロジー等)	2～3 日後		
一般	一般	物資関係業務	物資拠点体制の確立支援	2～3 日後	○	
			集積・配送拠点の運営助 言	2～3 日後	○	
			物資仕分け等集積・配送 拠点の運営支援	2～3 日後		
一般	一般	災害ボラン ティア支援関係 業務	受付事務、NPO活動支 援事業補助金交付事務	2～3 日後		
一般	一般	応急給水関係 業務	応急給水現場での給水活 動	2～3 日後		
一般	一般	県民対応窓口 業務	県民からの問い合わせ等 への対応	2～3 日後		
専門	建築	危険度判定業 務	被災建築物応急危険度判 定、被災宅地危険度判定	2～3 日後		被災者支援 部隊
専門	環境	災害廃棄物関 係業務	災害廃棄物処理の対応方 針の検討	2～3 日後	○	社会基盤対 策部隊
			仮置場での分別指導	2～3 日後		社会基盤対 策部隊
			処理委託事務	2～3 日後		社会基盤対 策部隊

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期(目安)	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当部隊等
専門	土木・農業土木	社会基盤施設復旧業務	被害状況による復興地区の検討	2～3日後		社会基盤対策部隊
			県営水道・工業用水施設の被害状況調査、応急復旧業務	2～3日後		社会基盤対策部隊
			道路、橋梁、河川、砂防、港湾、海岸、下水道、農地、農業用施設、漁港、県営工業用水道施設の復旧	1～2か月後		社会基盤対策部隊
専門	スクールカウンセラー	学校関係業務	カウンセリングによる児童生徒の心のケア等	2～3日後		被災者支援部隊
専門	文化財	文化財保全業務	文化財の被害状況調査等	2～3日後		被災者支援部隊
専門	獣医師	動物救護関係業務	避難所等における被災ペット対応等	1～2週間後		被災者支援部隊

2 中長期派遣

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期(目安)	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課等
一般	一般	復興体制整備業務	震災復興本部の設置、復興方針・復興計画の策定	1～2週間後	○	防災対策部
一般	一般	災害廃棄物処理関係業務	災害廃棄物処理事業費補助金に係る各種事務	1～2週間後		環境生活部 廃棄物・リサイクル課
			市町が実施する公費解体に係る指導・助言	1～2か月後	○	環境生活部 廃棄物・リサイクル課

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期 (目安)	被災自治体等が 希望する業務	受援担当 課等
一般	一般	生活再建支援関係業務	災害救助法に係る国・市町との協議	1～2週間後		防災対策部 防災企画・地域支援課
			被災者生活再建支援制度関係事務	1～2週間後		防災対策部 災害対策課
			災害見舞金支給関係事務	1～2か月後		防災対策部 災害対策課
一般	一般	義援金関係業務	義援金対応事務	1～2週間後		子ども・福祉部地域福祉課
一般	一般	災害ボランティア支援関係業務	みえ災害ボランティア支援センター運営にかかる業務	1～2週間後		環境生活部 ダイバーシティ社会推進課
一般	一般	応急仮設住宅関係業務	内装、設備等に係る国との協議	1～2か月後		防災対策部 防災企画・地域支援課
			仮設住宅建設に係る各種契約・調整	1～2か月後		防災対策部 防災企画・地域支援課
一般	一般	みなし仮設住宅関係業務	みなし仮設住宅に係る制度設計	1～2か月後		防災対策部 防災企画・地域支援課
			賃貸業者との協議・調整	1～2か月後		防災対策部 防災企画・地域支援課
一般	一般	仮設住宅サポートセンター関係業務	仮設住宅サポートセンター設置・運営支援	1～2か月後		防災対策部 防災企画・地域支援課
一般	一般	生活保護ケースワーカー関係業務	生活困窮者対策、生活保護受給に関する相談対応	1～2か月後		子ども・福祉部地域福祉課
一般	一般	地震被害農林漁業者対策資金融資関係業務	被災農林漁業者への運転資金貸付け、利子補給等の金融支援の実施	1～2か月後		農林水産部 担い手支援課 森林・林業経営課 水産資源・経営課

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	活動 開始 時期 (目安)	被災 自治 体職 員等 が望 ましい 業務	受援担当 課等
一般	一般	用地取得関係業務	災害復旧に係る用地取得	1～2 か月後		県土整備部 公共用地課
一般	一般	検証業務	記録整理、検証の実施、 検証委員会の設置運営、 報告書作成	1～2 か月後		防災対策部 防災対策総 務課
一般	一般	雇用維持・確保業務	離職者の再就職支援	1～2 か月後		雇用経済部 雇用対策課
専門	土木	災害廃棄物 処理関係業 務	二次仮置場設置（造成工 事等）及び運営に係る設 計等委託発注、監督	2～3 日後		環境生活部 廃棄物・リ サイクル課
専門	土木	道路災害復 旧関係業務	道路の災害復旧に係る調 査設計、災害査定、工事 発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 道路管理 課、道路建 設課
専門	土木	橋梁災害復 旧関係業務	橋梁の災害復旧に係る調 査設計、災害査定、工事 発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 道路建設課
専門	土木	河川災害復 旧関係業務	河川の災害復旧に係る調 査設計、災害査定、工事 発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 河川課
専門	土木	砂防、地すべ り、急傾斜、 河川（ダム） 災害復旧関 係業務	砂防、地すべり、急傾斜、 河川（ダム関係）の災害 復旧に係る調査設計、災 害査定、工事発注、工事 監理	1～2 か月後		県土整備部 防災砂防課
専門	土木	港湾、海岸災 害復旧関係 業務	港湾、海岸の災害復旧に 係る調査設計、災害査定、 工事発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 港湾・海岸 課
専門	土木	市街復興関 係業務	復興に向けた市街地整備 に係る計画策定、工事発 注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 都市政策課
専門	土木	下水道災害 復旧関係業 務	下水道の災害復旧に係る 調査設計、災害査定、工 事発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 下水道課
専門	土木	水道災害復 旧関係業務	県営水道設備の災害復旧 に係る調査設計、災害査 定、工事発注、工事監理	1～2 か月後		企業庁水道 事業課
専門	土木	公園等災害 復旧関係業 務	公園等公共施設の災害復 旧に係る調査設計、災害 査定、工事発注、工事監 理	1～2 か月後		関係部局
専門	土木	工業用水道 災害復旧関 係業務	県営工業用水道設備の災 害復旧に係る調査設計、 災害査定、工事発注、工 事監理	1～2 か月後		企業庁工業 用水道事業 課

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期(目安)	被災自治体等が望む業務	受援担当課等
専門	土木	公共土木施設災害復旧関係業務	公共土木施設災害復旧(全般)に係る災害査定、再調査、成功認定	1～2 か月後		県土整備部 施設災害対策課
専門	建築	県有建築物災害復旧関係業務	県有建築物(県立学校、体育施設、医療施設、社会福祉施設等)の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理	1～2 か月後		関係部局、 県土整備部 営繕課
専門	建築	県営住宅災害復旧関係業務	県営住宅の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 住宅政策課
専門	建築	災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 住宅政策課
専門	建築	応急仮設住宅建築関係業務	仮設住宅建築に係る設計・工事監理	1～2 か月後		県土整備部 住宅政策課
専門	建築	市町災害復旧指導関係業務	被災市町に対する公営住宅の災害査定指導及び立会い	1～2 か月後		県土整備部 住宅政策課
			被災市町に対する学校施設、文教施設の災害査定助言及び立会い	1～2 か月後		教育委員会 事務局学校 経理・施設課
専門	農業	被災農業者向け経営体育成支援事業対応関係業務	農業用施設等の再建・修繕の実施に係る国補事業事務	1～2 か月後		農林水産部 担い手支援課
専門	農業	農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農業共同利用施設の災害復旧に係る指導・支援	1～2 か月後		農林水産部 農産物安全・流通課
専門	農業	被災者支援対策関連事業(共同利用施設)対応関係業務	強い農業づくり交付金、産地活性化総合対策事業、果樹・茶産地再生支援事業等に係る事務	1～2 か月後		農林水産部 農産園芸課
専門	農業	融資先被災農林漁業者等の現地指導関係業務	地震被害農林漁業者対策金融融資等の活用や農業者への現地指導等、経営再建に向けた総合的な支援	1～2 か月後		農林水産部 担い手支援課 森林・林業 経営課 水産資源・ 経営課
	林業					
	水産					

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期(目安)	被災自治体等が望ましい業務	受援担当課等
専門	畜産	畜産経営及び牧野の復旧・復興支援関係業務	被災畜産農家の経営及び技術指導、牧道崩落等被害のあった牧野の復旧・復興に係る補助事業事務	1～2か月後		農林水産部畜産課
専門	農業土木	農地・農業用施設災害復旧関係業務	県営・団体営災害復旧事業の実施、災害査定等のとりのまとめ、関係市町等との調整	1～2か月後		農林水産部農業基盤整備課
専門	農業土木	漁港施設等災害復旧関係業務	県営・団体営災害復旧事業の実施、災害査定等のとりのまとめ、関係市町等との調整	1～2か月後		農林水産部水産基盤整備課
専門	林業	治山事業(復旧)関係業務	治山事業事務(事業計画の作成・国協議、工事実施設計、工事の土地使用承諾、工事発注・監督等)	1～2か月後		農林水産部治山林道課
専門	電気	県有建築物災害復旧関係業務	県有建築物の電気設備の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		関係部局、県土整備部営繕課
専門	電気	災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		県土整備部住宅政策課
専門	機械	県有建築物災害復旧関係業務	県有建築物の機械設備の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		関係部局、県土整備部営繕課
専門	機械	災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		県土整備部住宅政策課
専門	教育	教育業務	教育の実施	1～2か月後		教育委員会事務局教職員課市町教育支援・人事担当

第2 市町の業務

1 短期派遣

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期 (目安)	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課 【参考例】
一般	一般	災害対策本部関係業務	首長の補佐（災害マネジメントの支援）	2～3日後	○	防災所管課
			被害状況把握、関係機関との連絡調整	2～3日後	○	防災所管課
			災害対策本部会議等の運営支援	2～3日後	○	防災所管課
			行政機能回復に向けた課題解決の支援	2～3日後	○	防災所管課
			災害記録（写真、動画、クログロジー等）	2～3日後		防災所管課
一般	一般	避難所関係業務	運営体制の確立支援	2～3日後	○	福祉所管課 教育所管課等
			運営支援、車中泊避難者支援の指揮等	2～3日後	○	福祉所管課 教育所管課等
一般	一般	避難所外避難者調査業務	避難所外避難者の生活環境改善調査	2～3日後		福祉所管課
一般	一般	仮設トイレの設置、し尿処理業務	避難所への仮設トイレの設置、し尿の収集・処理	2～3日後		環境所管課
一般	一般	物資関係業務	物資拠点体制の確立支援	2～3日後	○	商工所管課等
			集積・配送拠点の運営助言	2～3日後	○	商工所管課等
			物資仕分け等集積・配送拠点の運営支援	2～3日後		商工所管課等
一般	一般	給水業務	給水支援	2～3日後		上水道所管課
一般	一般	災害廃棄物関係業務	処理計画の立案支援	2～3日後	○	環境所管課 清掃所管課等
			仮置場での分別指導、処理委託事務	2～3日後		環境所管課 清掃所管課等

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	活動 開始 時期 (目安)	被災 自治 体等 が望 しい 業務	経 済 員 担 と ま 業 務	受援担当課 【参考例】
一般	一般	災害廃棄物 関係業務	処理計画の立案支援	2～3 日後	○		環境所管 課、清掃所 管課等
			仮置場での分別指導、処 理委託事務	2～3 日後			環境所管 課、清掃所 管課等
一般	一般	生活ごみ収 集業務	生活ごみの収集作業支援	2～3 日後			環境所管 課、清掃所 管課等
一般	一般	住家被害認 定調査業務	調査体制の確立支援	2～3 日後	○		税務所管課
			受付、現地調査	2～3 日後			税務所管課
一般	一般	り災証明業 務	受付、発行、説明	2～3 日後			税務所管課
一般	一般	災害ボラン ティア関係	災害ボランティア対応、 災害ボランティアセンタ ーとの調整	2～3 日後	○		福祉所管 課、防災所 管課
一般	一般	住民対応窓 口業務	住民対応窓口設置支援、 住民からの問い合わせ等 への対応	2～3 日後	○		広報所管課
一般	一般	家屋等の消 毒業務	床上・床下浸水家屋等の 消毒支援	1～2 週間後			環境所管 課、清掃所 管課等
専門	建築	応急危険度 判定業務	被災建築物応急危険度判 定、被災宅地危険度判定	2～3 日後			建築所管課
専門	スкуль ルカウ ンセラ ー	学校関係業 務	カウンセリングによる児 童生徒の心のケア 等	2～3 日後			教育所管課
専門	文化財	文化財保全 業務	文化財の被害状況調査 等	2～3 日後			文化所管課
専門	獣医師	動物救護関 係業務	避難所等における被災ペ ット対応 等	1～2 週間後			環境所管課
専門	土木・ 建築・ 農業土 木	社会基盤施 設復旧業務	道路、橋梁、河川、砂防、農 地、農業、水道用施設の復 旧	1～2 か月後			土木所管 課、建築所 管課、農林 水産所管 課、上水道 所管課

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	活動 開始 時期 (目安)	被災 自治 体等 が望 む業 務	被災 自治 体等 が望 む業 務	受援担当課 【参考例】
専門	土木	下水道の復旧業務	下水道の復旧業務（マンホール及び下水道管路調査等）	1～2 か月後			下水道所管課

2 中長期派遣

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	活動 開始 時期 (目安)	被災 自治 体等 が望 む業 務	被災 自治 体等 が望 む業 務	受援担当課 【参考例】
一般	一般	災害廃棄物処理関係業務	災害廃棄物処理事業費補助金に係る各種事務	1～2 週間後			環境所管課、清掃所管課等
			公費解体に係る業務（家屋解体に伴う事務処理及び現場対応）	1～2 か月後		環境所管課、清掃所管課等	
一般	一般	生活再建支援関係業務	災害救助法に係る国・県との協議	1～2 週間後			防災所管課
			被災者生活再建支援金制度関係事務	1～2 週間後		福祉所管課	
			災害見舞金支給関係事務	1～2 か月後		福祉所管課	
			家屋の応急修理補助金関係事務	1～2 か月後		福祉所管課	
			税等の減免、徴収猶予、期限延長の実施	1～2 か月後		税務所管課	
一般	一般	義援金関係業務	義援金対応事務	1～2 週間後			福祉所管課
一般	一般	災害ボランティア関係業務	災害ボランティア対応、災害ボランティアセンターとの調整	1～2 週間後			福祉所管課

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	活動 開始 時期 (目安)	被災自治体 が 望 む 業 務	経 済 担 当 課 【参考例】
一般	一般	応急仮設住宅 関係業務	応急仮設住宅の用地選定	1～2 か月後		福祉所管課
			仮設住宅建設に係る各種 契約・調整	1～2 か月後		福祉所管課
			応急仮設住宅入居手続 き、運営管理	1～2 か月後		福祉所管課
			内装、設備等に係る国・ 県との協議	1～2 か月後		福祉所管課
			被災住宅の応急修理に係 る業務(受付～完了検査)	1～2 か月後		福祉所管課
一般	一般	みなし仮設住 宅関係業務	みなし仮設住宅に係る制 度設計	1～2 か月後	○	福祉所管課
			賃貸業者との協議・調整	1～2 か月後		福祉所管課
一般	一般	仮設住宅サポ ートセンター 関係業務	仮設住宅サポートセンタ ーの設置・運営支援	1～2 か月後		福祉所管課
一般	一般	住宅関係業務	被災公営住宅の改修事務	1～2 か月後		福祉所管課
一般	一般	生活保護ケー スワーカー関 係業務	生活困窮者対策、生活保 護受給に関する相談対応	1～2 か月後		福祉所管課
一般	一般	地域支え合い センター関係 業務	見守り、地域交流促進、 社会福祉協議会との調整	1～2 か月後		福祉所管課
一般	一般	地震被害農林 漁業者対策資 金融資関係業 務	被災農林漁業者への運転 資金貸付け、利子補給等 の金融支援の実施	1～2 か月後		農林水産所 管課
一般	一般	用地関係業務	災害復旧に係る用地取得	1～2 か月後		用地所管課
			災害復旧に係る用地補償 業務	1～2 か月後		用地所管課
一般	一般	農業関係業務	災害関係補助事業用務 (園芸・畜産等)	1～2 か月後		農林水産所 管課
			被災に伴う転用業務や農 業委員会運営業務	1～2 か月後		農林水産所 管課
一般	一般	入札関係業務	入札・契約事務	1～2 か月後		関係課
一般	一般	検証業務	記録整理、検証の実施、 検証委員会の設置運営、 報告書作成	1～2 か月後		防災所管課

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期(目安)	被災自治体等が望ましい業務	受援担当課【参考例】
両方	一般／建築	道路災害復旧関係業務	道路の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後		土木所管課
専門	土木	災害廃棄物処理関係業務	二次仮置場設置（造成工事等）及び運営に係る設計等委託発注、監督	2～3日後		環境所管課、清掃所管課等
専門	土木	橋梁災害復旧関係業務	橋梁の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後		土木所管課
専門	土木	河川災害復旧関係業務	河川の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後		土木所管課
専門	土木	砂防、地すべり、急傾斜災害復旧関係業務	砂防、地すべり、急傾斜の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後		土木所管課
専門	土木	公園等災害復旧関係業務	公園等公共施設の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後		土木所管課
専門	土木	宅地災害復旧関係業務	宅地復旧（擁壁設置（撤去）、土木の整形、法面整形及び保護等）に係る設計、査定、発注、監理	1～2か月後		関係課
専門	土木	下水道災害復旧関係業務	下水道の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後		下水道所管課
専門	土木	水道災害復旧関係業務	水道施設、設備の本復旧業務等	1～2か月後		上水道所管課
専門	土木	区画整理関係業務	区画整理監理業務	1～2か月後		都市計画所管課
専門	建築	災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		住宅所管課
専門	建築	市町立施設災害復旧関係業務	各種公共施設、文教施設等の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		関係課
専門	機械	災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		住宅所管課

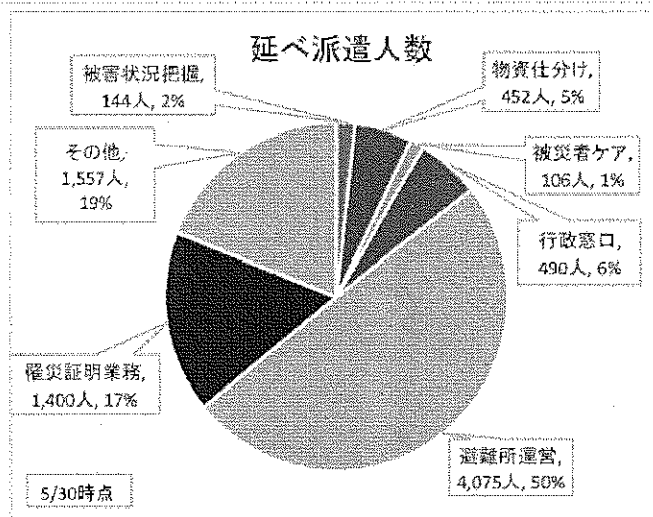
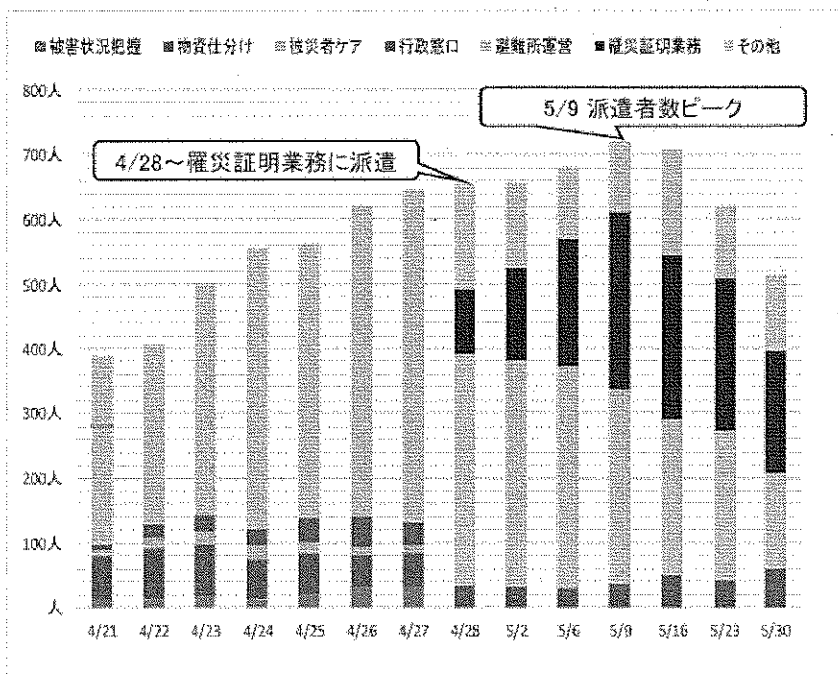
第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期(目安)	被災自治体等が望ましい業務	受援担当課【参考例】
専門	農業	震災復旧緊急対策経営体育成支援事業対応関係業務	農業用施設等の再建・修繕の実施にかかる農家への指導・支援	1～2か月後		農林水産所管課
専門	農業	被災者支援対策関連事業（共同利用施設）対応関係業務	強い農業づくり交付金、産地活性化総合対策事業、果樹・茶産地再生支援事業等に係る事務	1～2か月後		農林水産所管課
専門	農業／林業／水産	融資先被災農林漁業者等の現地指導関係業務	地震被害農林漁業者対策資金融資等の活用や農業者への現地指導等、経営再建に向けた総合的な支援	1～2か月後		農林水産所管課
専門	畜産	畜産経営及び牧野の復旧・復興支援関係業務	被災畜産農家の経営及び技術指導、牧道崩落等被害のあった牧野の復旧・復興に係る補助事業事務	1～2か月後		農林水産所管課
専門	農業土木	農地・農業用施設災害復旧関係業務	農地・農業用施設等の現地確認、災害査定、設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		農林水産所管課
専門	農業土木	漁港施設等災害復旧関係業務	漁港施設等の現地確認、災害査定、設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		農林水産所管課
専門	林業	林道施設災害復旧関係業務	林道の現地確認、災害査定、設計、工事発注、工事監督	1～2か月後		農林水産所管課
専門	教育	教育業務	教育の実施	1～2か月後		教育所管課

【熊本地震における事例】

熊本県（熊本市除く）への応援

九州・山口9県、関西広域連合、全国知事会、静岡県等との協定に基づく職員派遣の状況は下図のとおりであった。

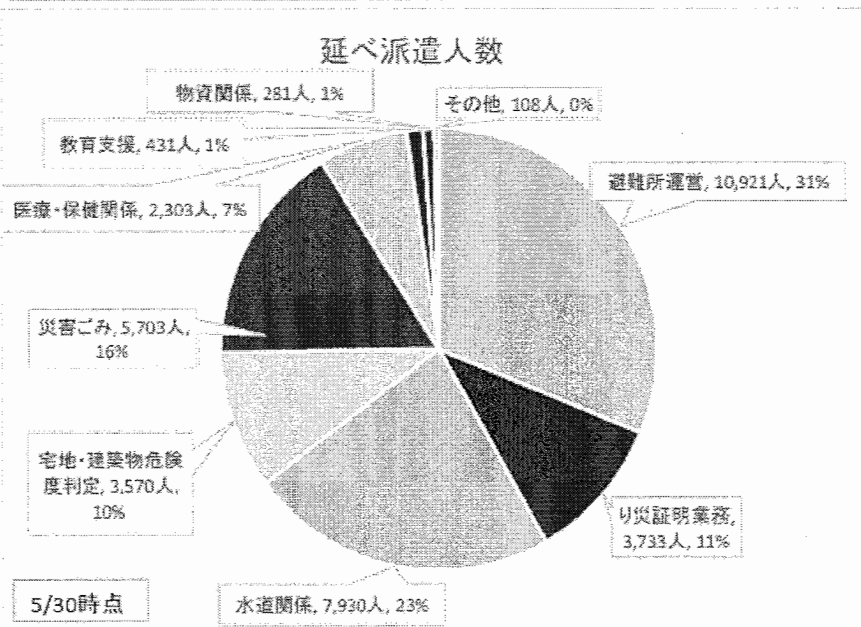
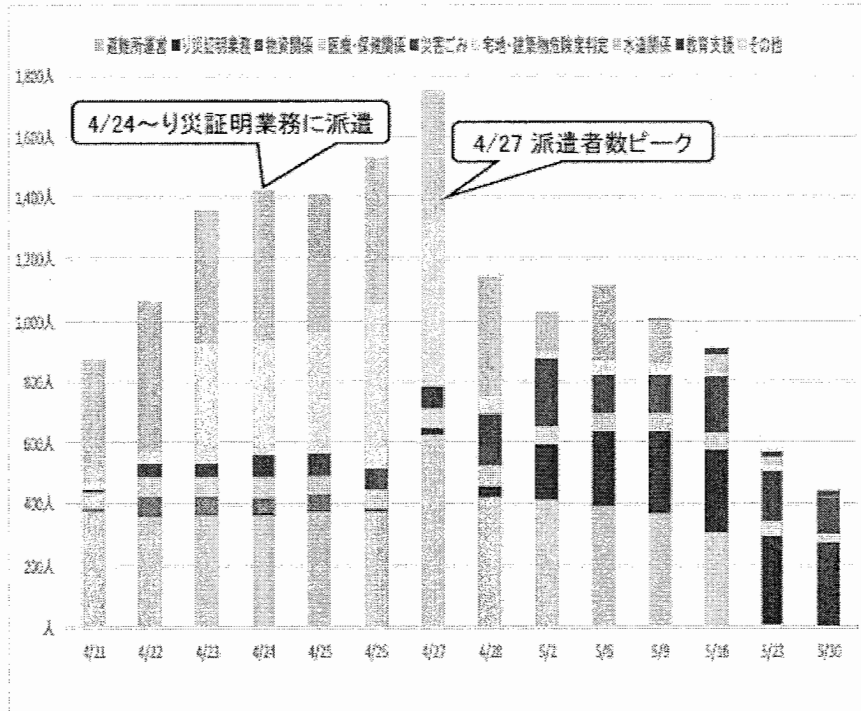


省庁等が調整して派遣した技術職等含まず。※その他は主に連絡員（リエゾン）
 (資料) 中央防災会議防災対策実行会議熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ（第4回）「市町村への応援と受援に関する補足資料」

【熊本地震における事例】

熊本市への応援

21大都市及び指定都市市長会等との協定に基づく職員派遣の状況は下図のとおりであった。



(資料) 中央防災会議防災対策実行会議 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ (第4回) 「市町村への応援と受援に関する補足資料」

【熊本地震における事例】

熊本県で自治体応援職員をうまく受入れられなかった事例

- ・ 発災直後における他県への自治体応援職員の派遣要請について、緊急的対応したこともあり、要請担当部局における担当業務内容や量の精査が必ずしも十分でなく、過不足が生じた事例があった。【総務部】【教育委員会】
- ・ 100人規模の自治体派遣職員を受入れるための宿舎確保と派遣受入れのための人件費等の予算確保などが課題。【総務部】【教育委員会】
- ・ 県外保健師チームの受入れにあたり、県、市町村側の受入れ体制が整わない中での派遣受入れとなった。【健康福祉部】

(資料) 熊本県「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」

- ・ 過去の大震災等で被災経験のある地方公共団体から派遣されている、災害対応を熟知している職員が避難所の駐車場の警備やトイレ掃除を行うなど、その知見や経験が活かされず、応援側と受援側双方が期待した機能が発揮できていない場合がある。
- ・ 派遣された自治体応援職員が、派遣先市町村での業務が不明なため事前に十分な準備ができない、被災地において未経験の業務を期待されるがマニュアル等が示されない、派遣後も実施すべき業務が受入れ側から明確に示されない等の状況により、適切に役割を果たせない場合がある。
- ・ 応援側と受援側の連携が不十分なため、避難所の運営が自治体応援職員に任せきりになっていて、避難所に関する必要な情報が被災市町村へ速やかに伝達されずに、適切な対応が講じられていない等、自治体応援職員や避難者に不満が蓄積している場合もある。
- ・ 自治体応援職員の配置に際し、宿泊場所や執務環境が十分に確保できず、応援機関が派遣を躊躇する場合や自治体応援職員の行動が制約される等の支障が生じている場合もある。
- ・ 被災市町村に長期間にわたって派遣された職員は、不慣れな環境の中で膨大な災害対応業務に従事しているが、十分なケアがなされていない場合もある。

(資料) 中央防災会議防災対策実行会議熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について(報告書)」

三重県広域受援計画

平成30年（2018年）3月発行

三重県防災対策部災害対策課

〒514-8570 津市広明町13

電話 059-224-2189

E-mail staisaku@pref.mie.jp